

資料集

1 令和3年度男女共同参画に関する市民アンケート結果（抜粋）	26
2 令和3年度男女共同参画に関する事業所調査結果（抜粋）	44
3 関係法令等	52
高崎市男女共同参画推進条例	
高崎市男女共同参画審議会規則	
高崎市男女共同参画社会推進会議設置要綱	
第5次計画策定に係る経過等	
男女共同参画社会基本法	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	
4 男女共同参画に関する用語解説	69

令和3年度 男女共同参画に関する市民アンケート結果(抜粋)

調査名称	男女共同参画に関する市民アンケート
調査対象	無作為抽出による18歳以上の市民2,000人
調査期間	令和3年7月1日～7月20日
有効回収数	637人(有効回収率31.9%)

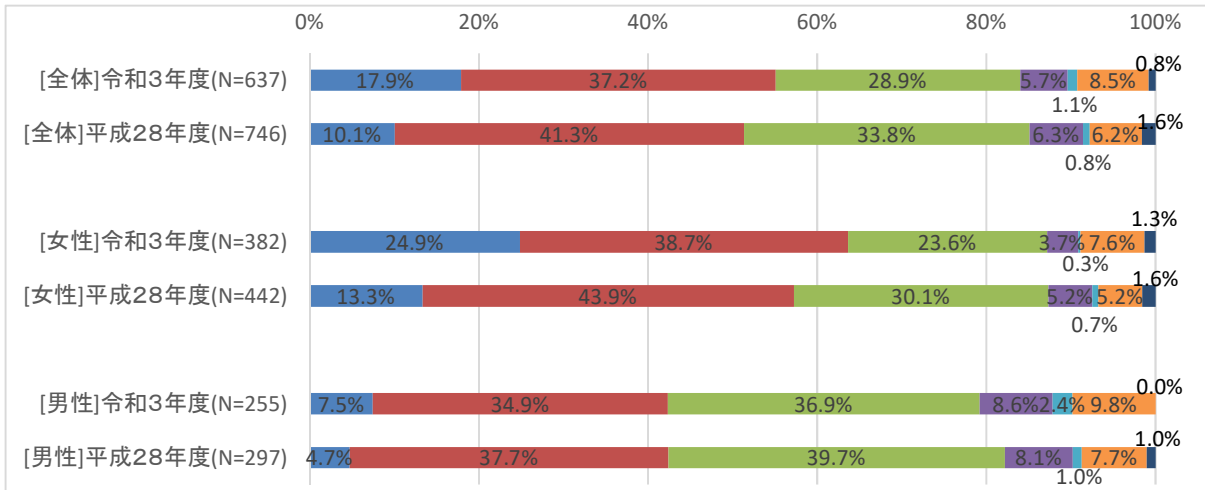
(注)グラフ内の「N」は、回答者数を表します

【男女平等について】

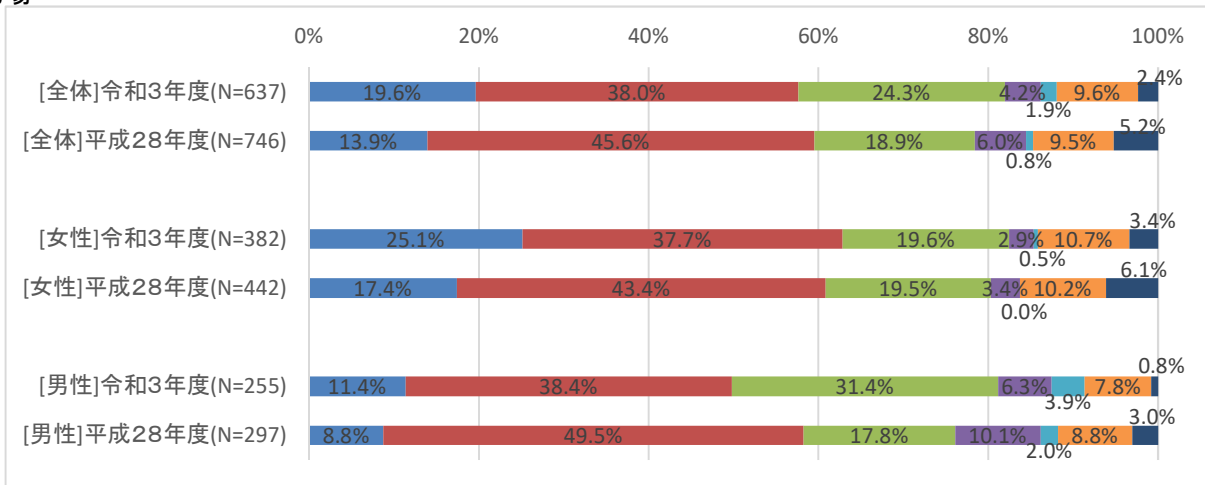
あなたは、次にあげる分野で、男女は平等になっていると思いますか。

◆令和3年度・平成28年度市民アンケート調査の比較

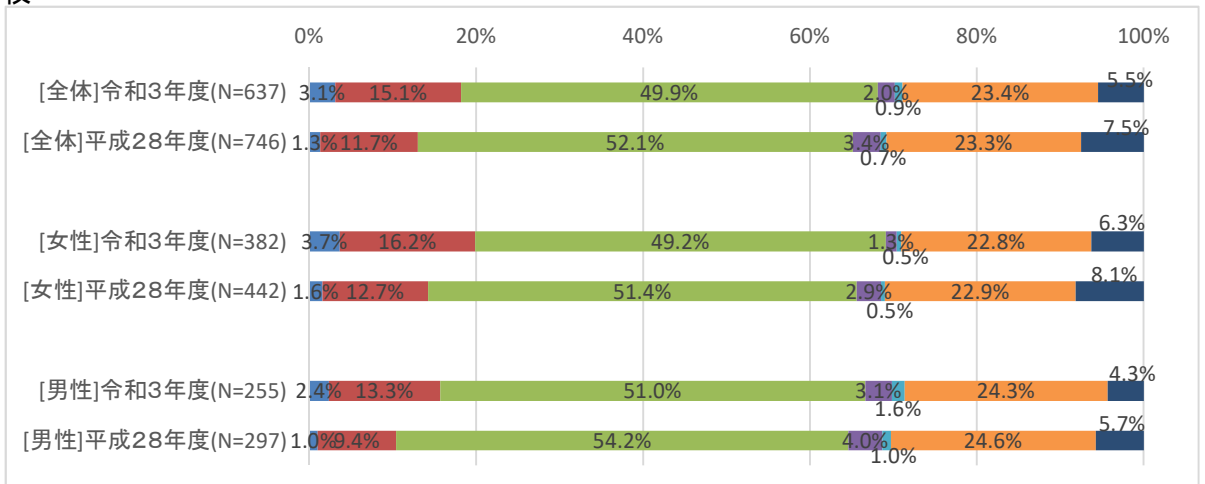
①家庭生活



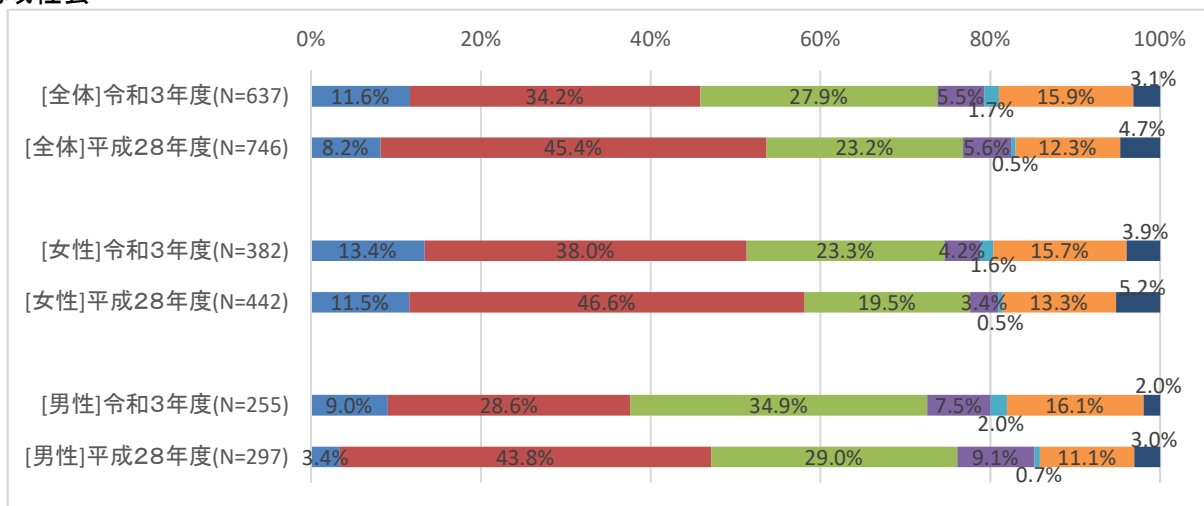
②職場



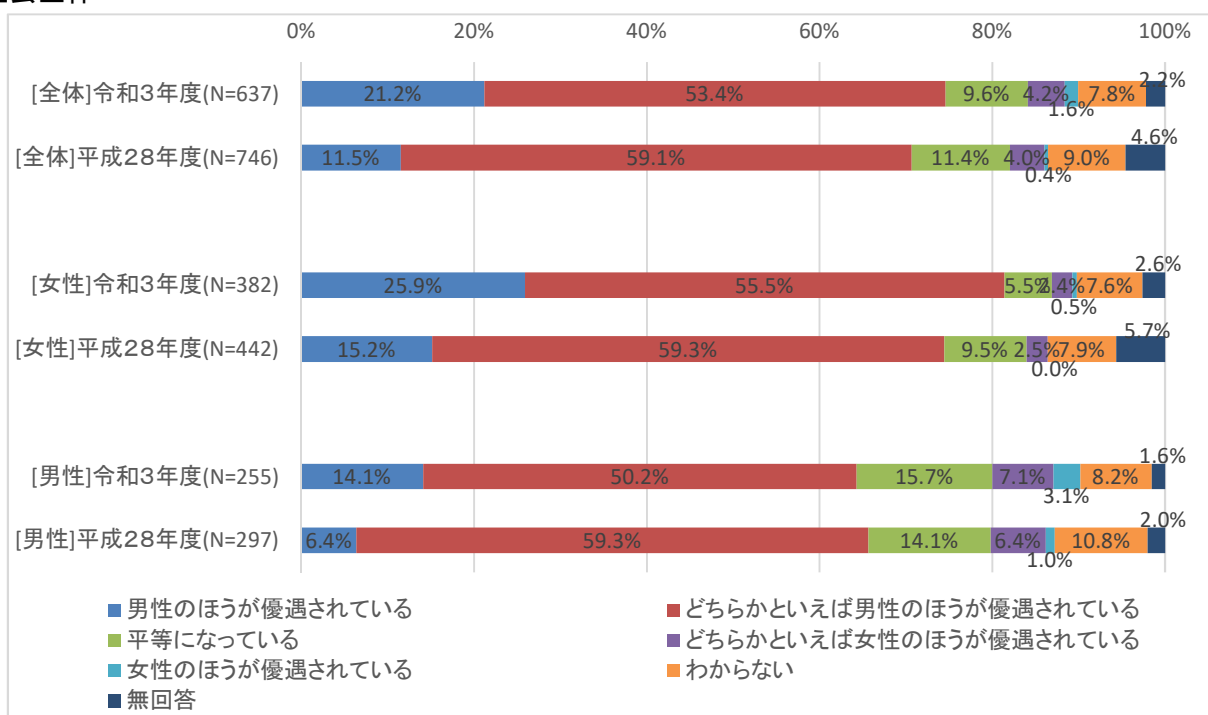
③学校



④地域社会



⑤社会全体



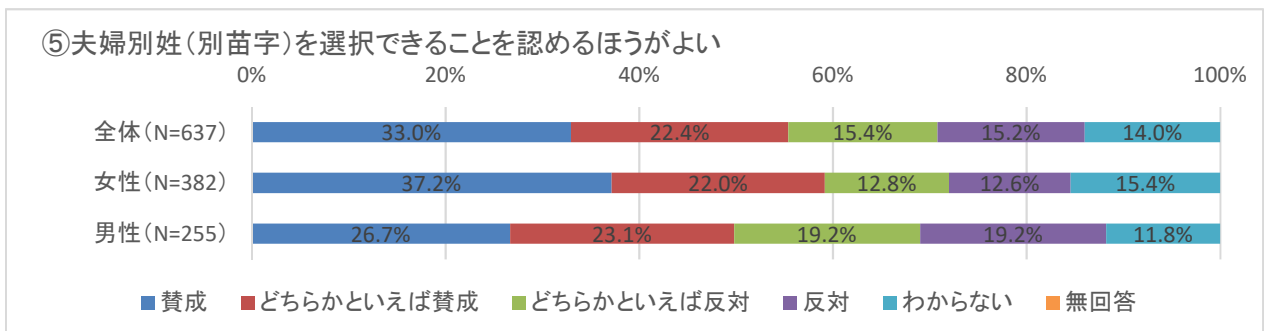
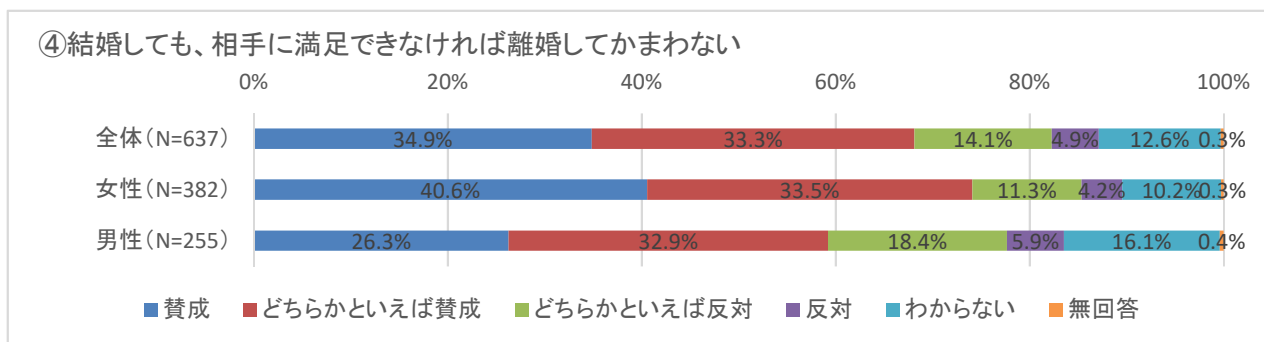
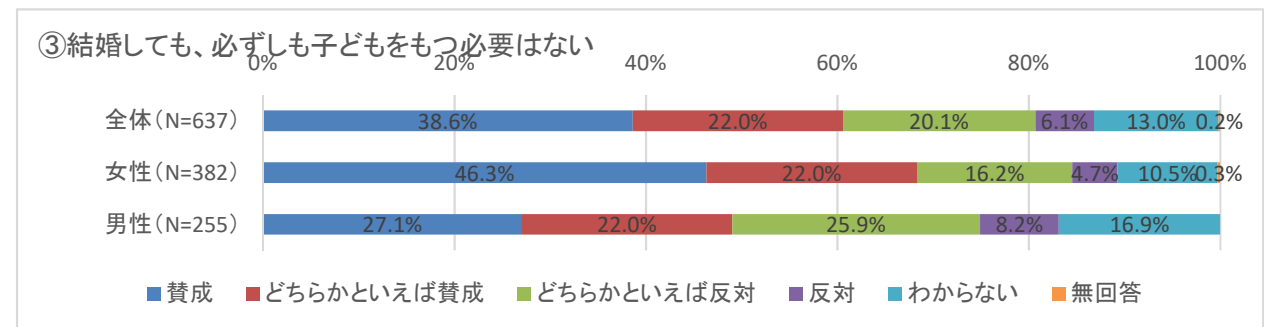
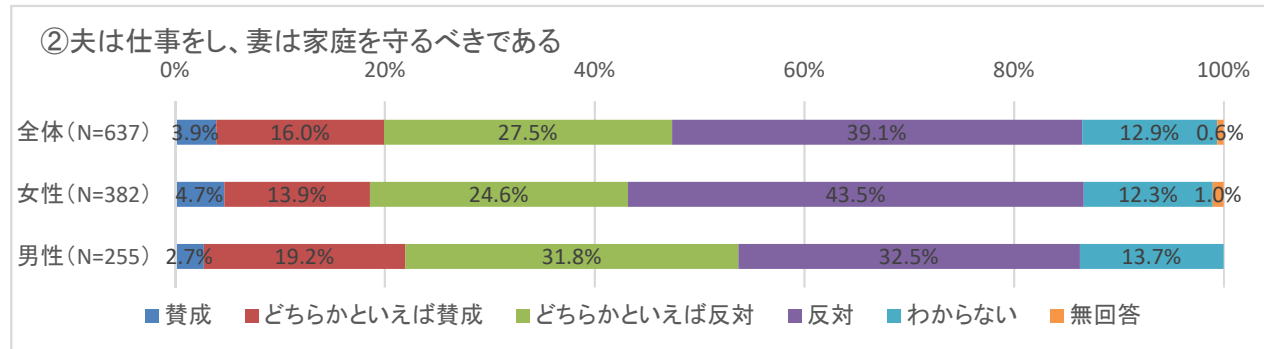
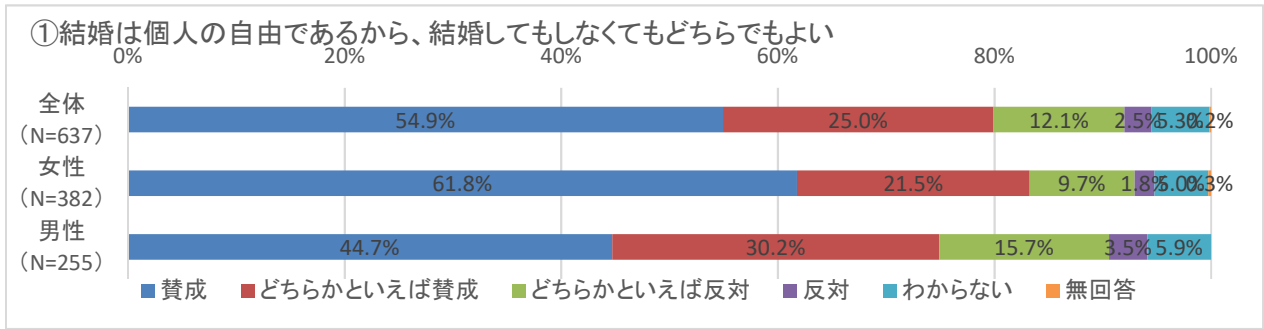
◎ポイント

「学校」では、「平等になっている」と思う人が男女とも5割となっているものの、「社会全体」では、「男性優遇(どちらかといえばを含む)」と思う人の割合が全体では、7割を超えています。

また、様々な場面で、女性は、男性が思うほど「平等になっている」とは思っておらず、「男性のほうが優遇されている」と認識している傾向が見られます。

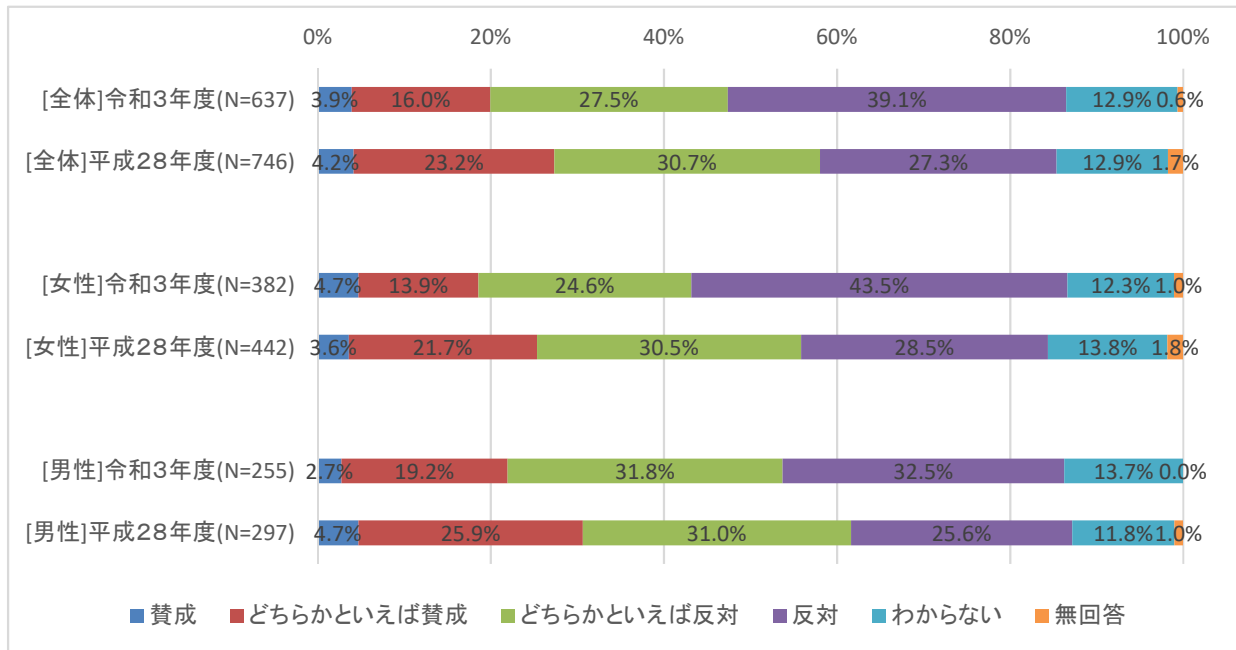
【結婚・家庭生活について】

結婚・家庭生活に関する以下の考え方についてどう思いますか。

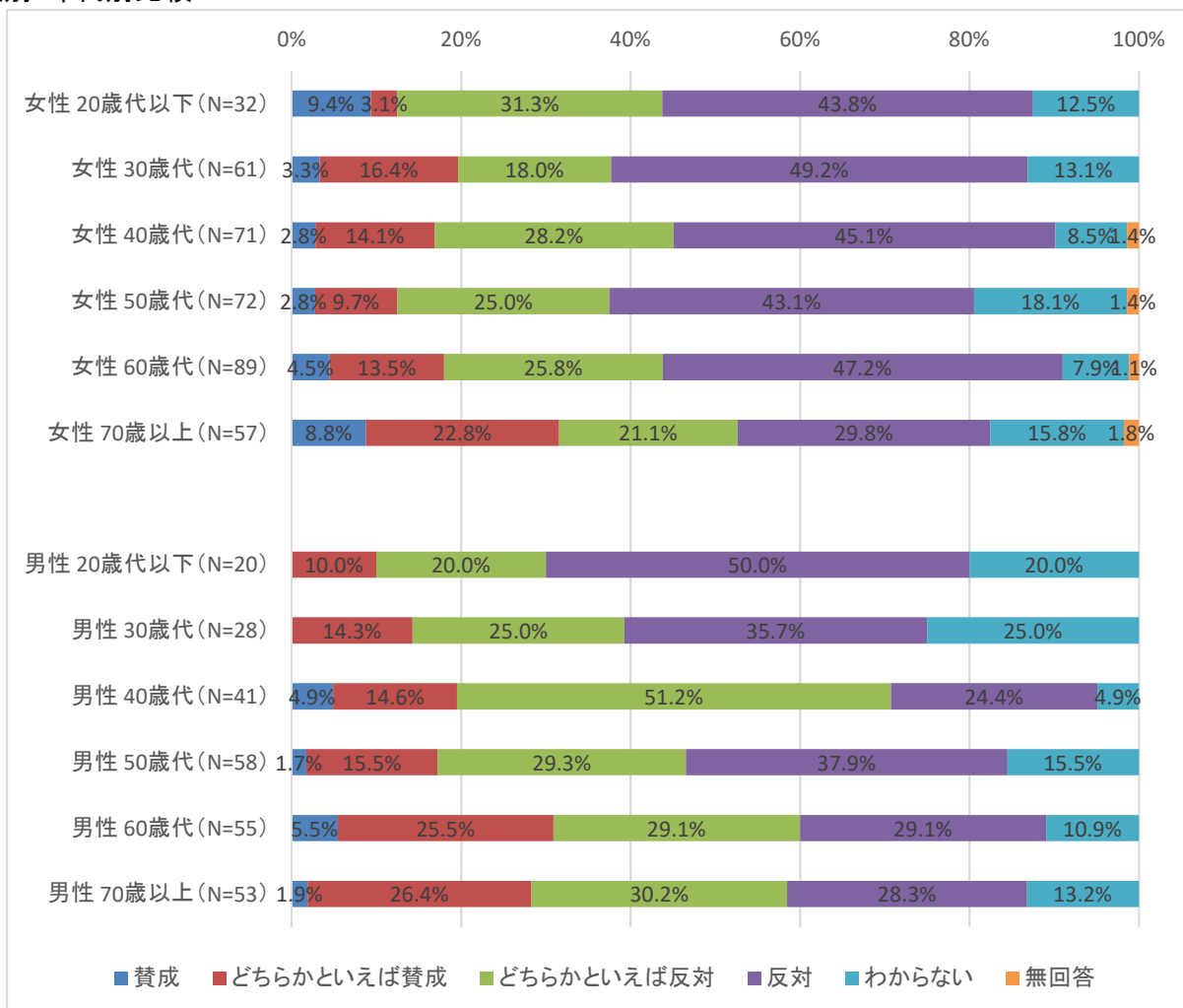


夫は仕事をし、妻は家庭を守るべきであるという考え方について

◆令和3年度・平成28年度市民アンケート調査の比較



◆性別・年代別比較



◎ポイント

夫は仕事をし、妻は家庭を守るべきと言う固定的な性別役割分担意識について平成28年度アンケートと比較すると、男女とも、「反対(どちらかといえばを含む)」が増加し、6割を超えています。また、いずれの世代でも、「反対(どちらかといえばを含む)」が、「賛成(どちらかといえばを含む)」を上回っています。

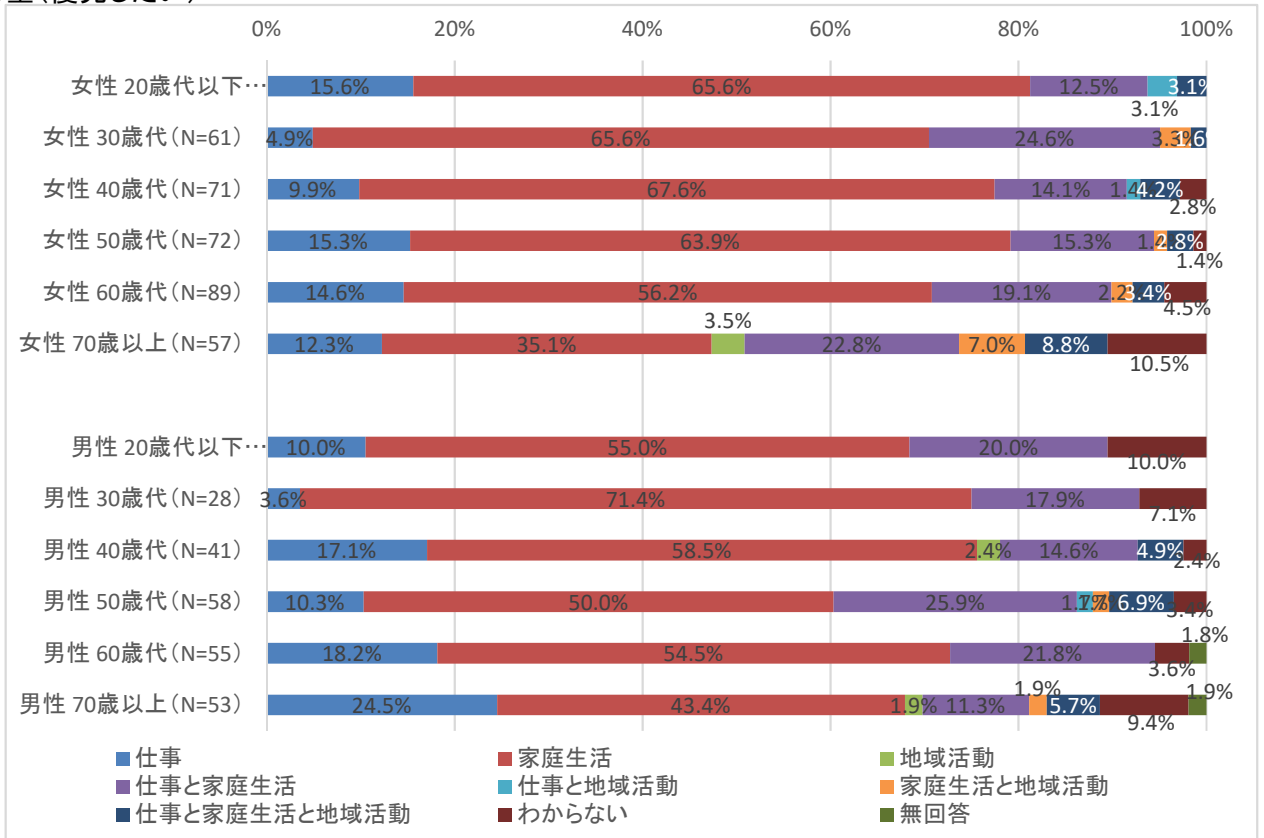
【生活の中での優先度について】

①希望(理想)として、優先したいのはどれですか。

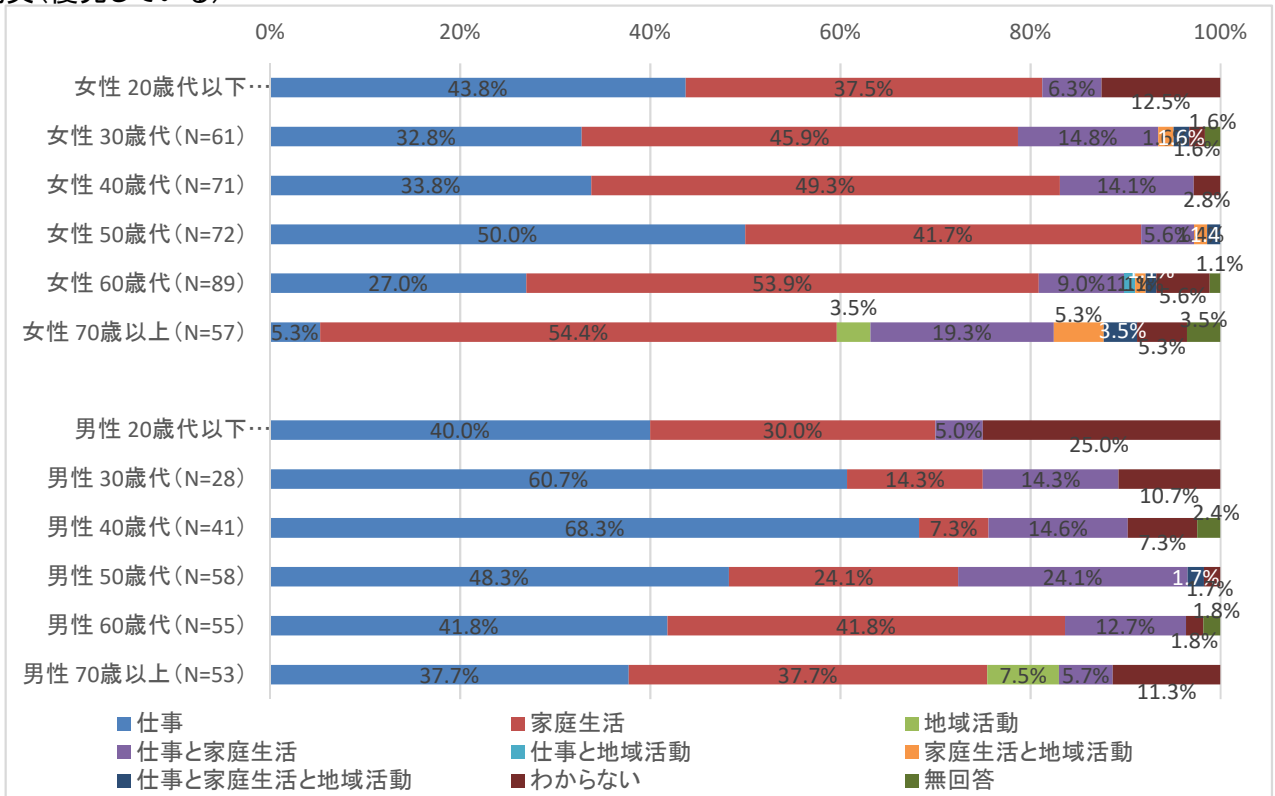
②現実(現状)で、優先しているのはどれですか。

◆性別・年代別

①希望(優先したい)

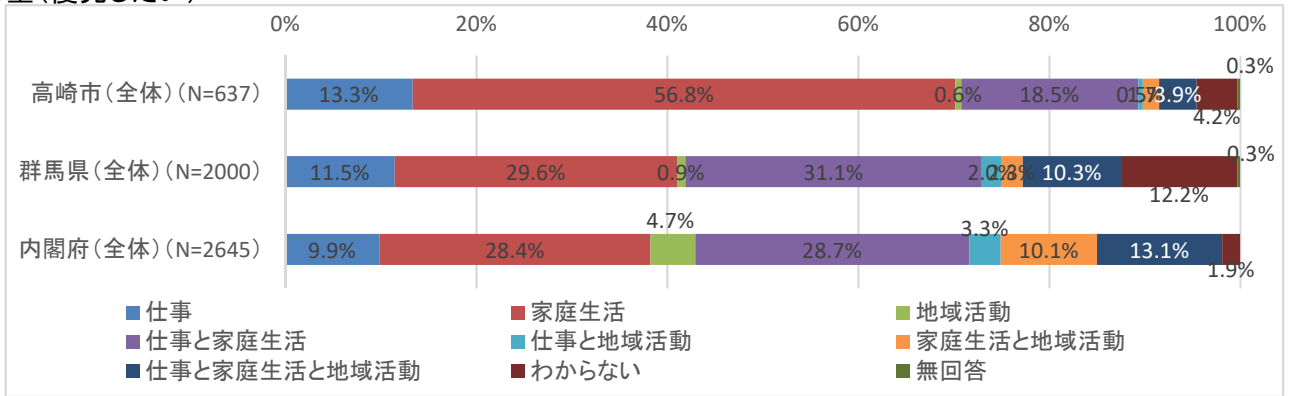


②現実(優先している)

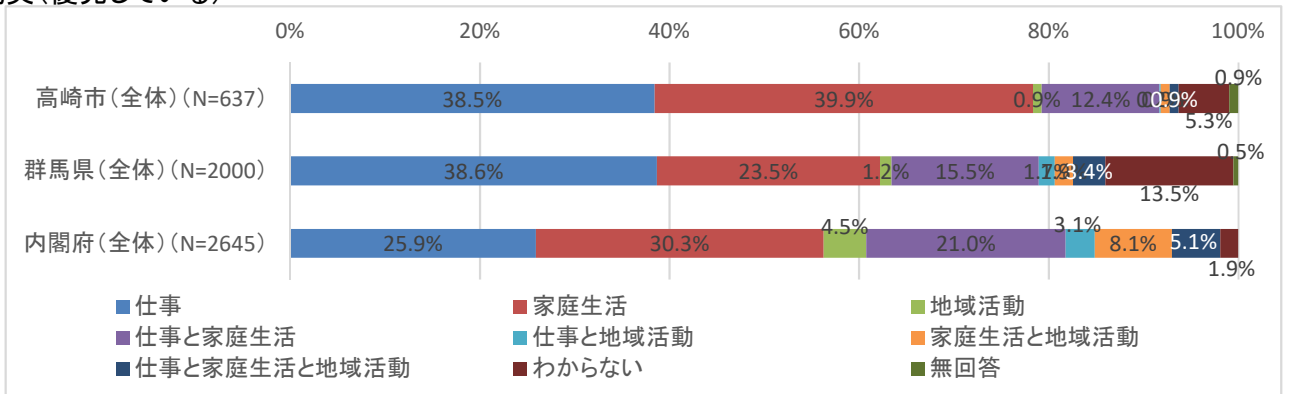


◆他調査との比較

①希望(優先したい)



②現実(優先している)



◎ポイント

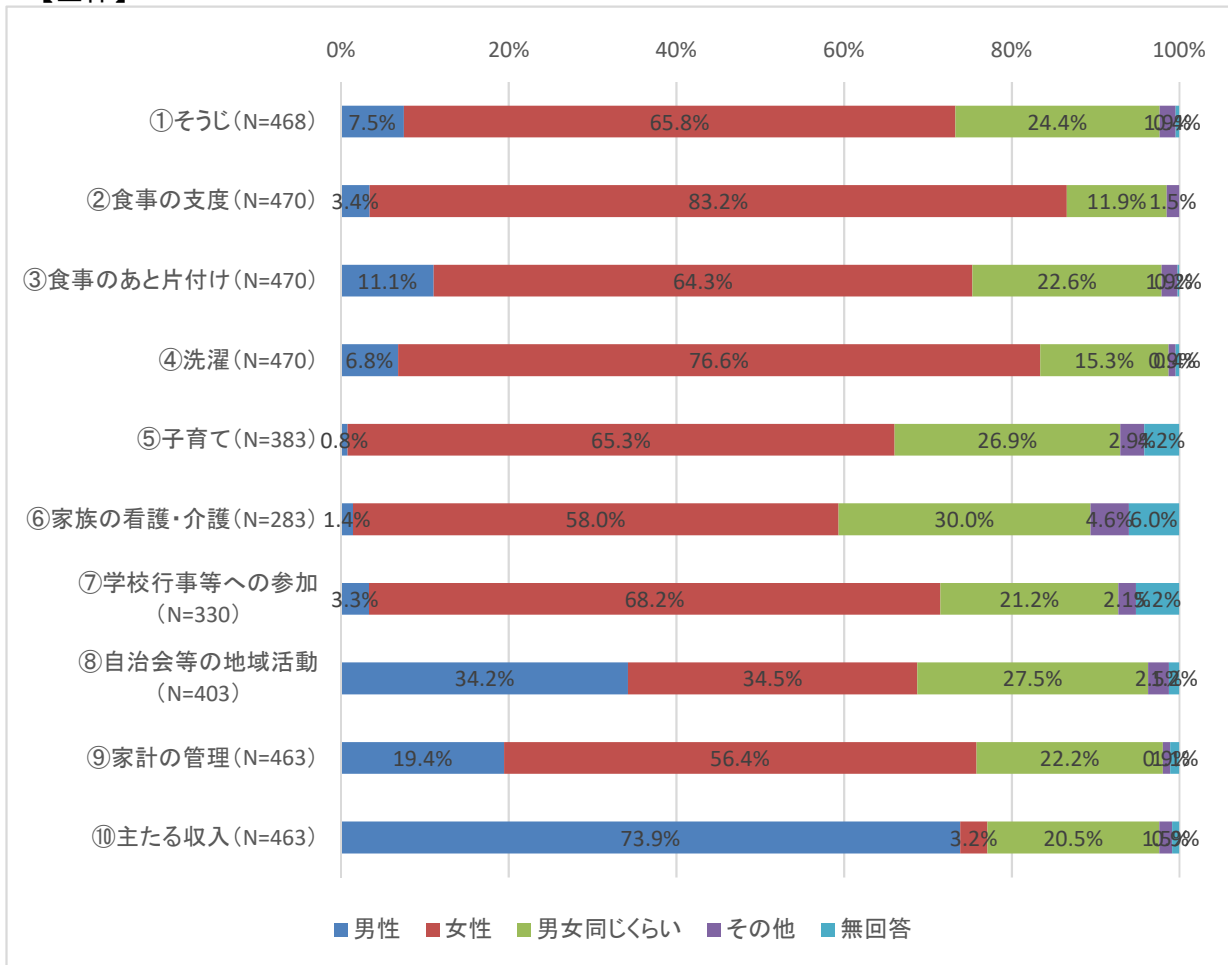
男女ともに希望(優先したい)は、「家庭生活」が高く、現実(優先している)は、男女ともに「仕事」を優先せざるを得ない状況にあります。特に30、40代男性は、理想と現実の乖離が顕著です。また、国、県調査と比べて「仕事と家庭生活」など複数を選択する人が少ないことも特徴です。

【家庭における役割分担について】

あなたの家庭では以下のような役割を主にだれが担っていますか。

(結婚・事実婚をしている人のみ。「あてはまらない」を除外して集計。)

【全体】

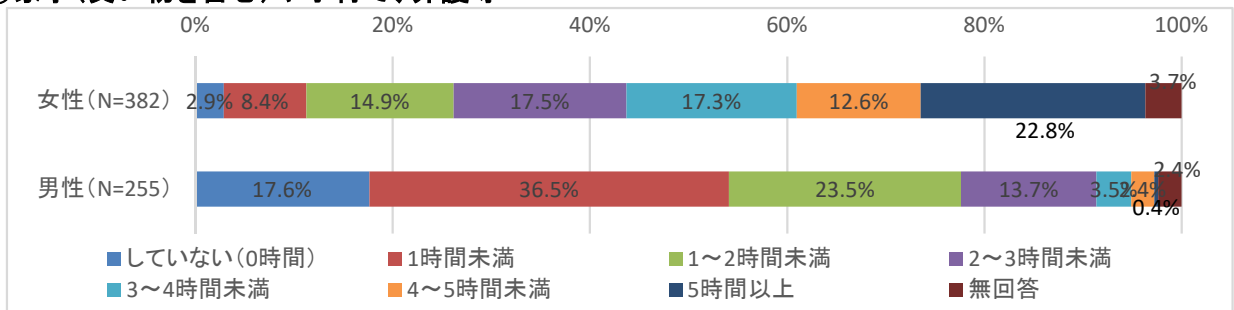


◎ポイント

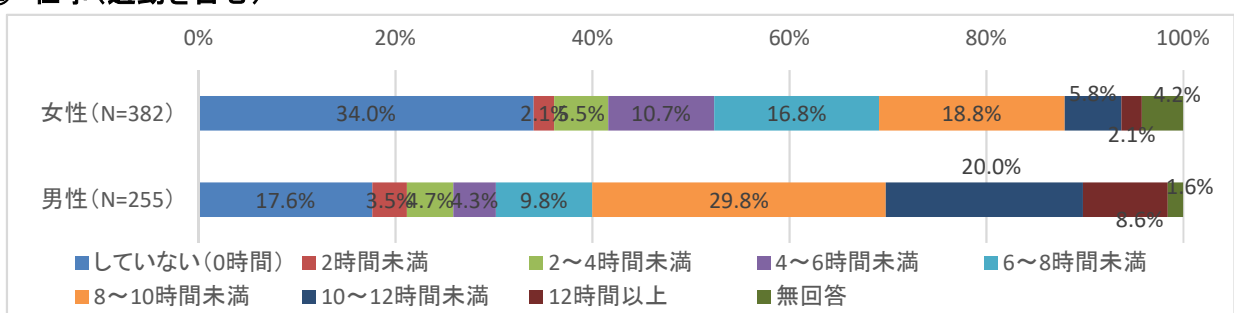
家事労働のほとんどを女性、主たる収入を得るのは男性と、家庭の中での役割が分かれている状況がわかります。「食事の支度」「洗濯」は「男女同じくらい」が比較的低くなっています。

以下について、あなたは平日にどのくらい時間を費やしていますか。

①家事(買い物を含む)や子育て、介護等

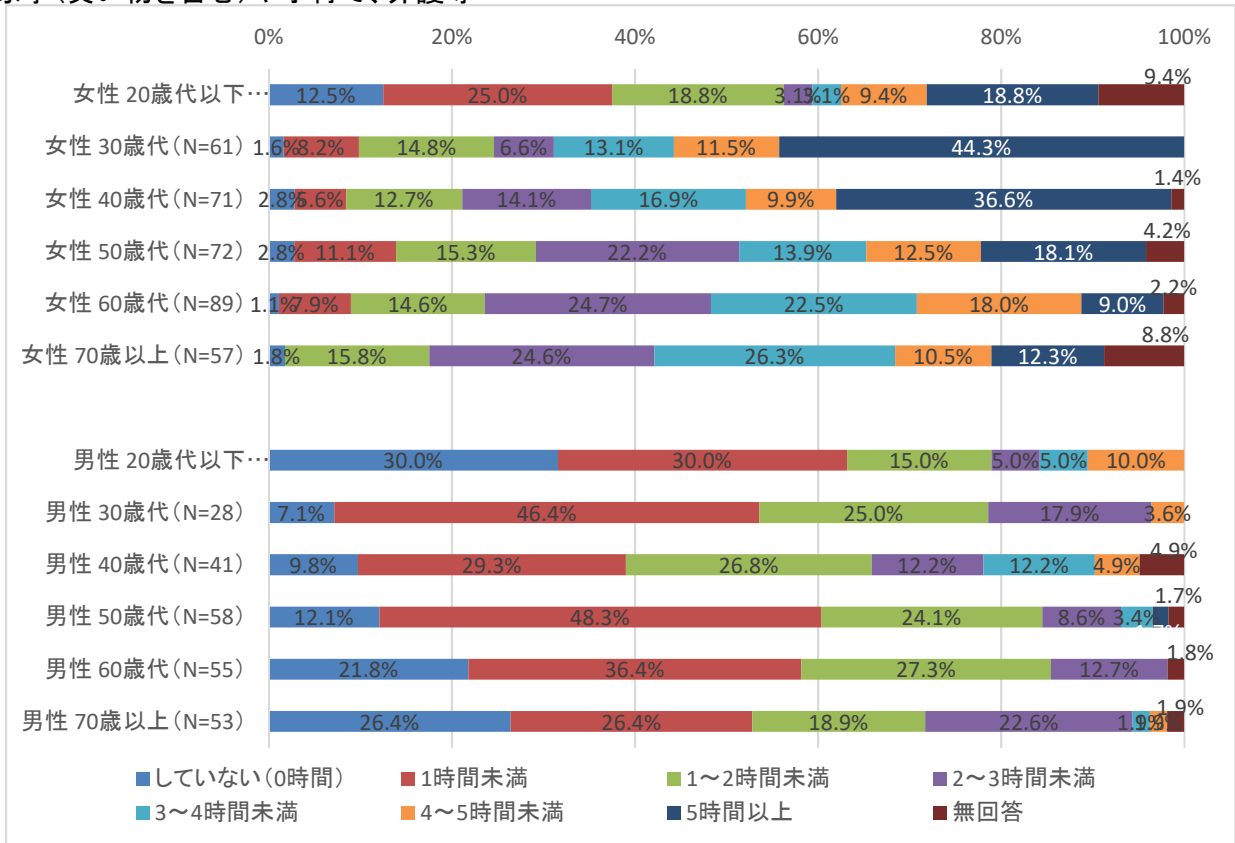


②仕事(通勤を含む)

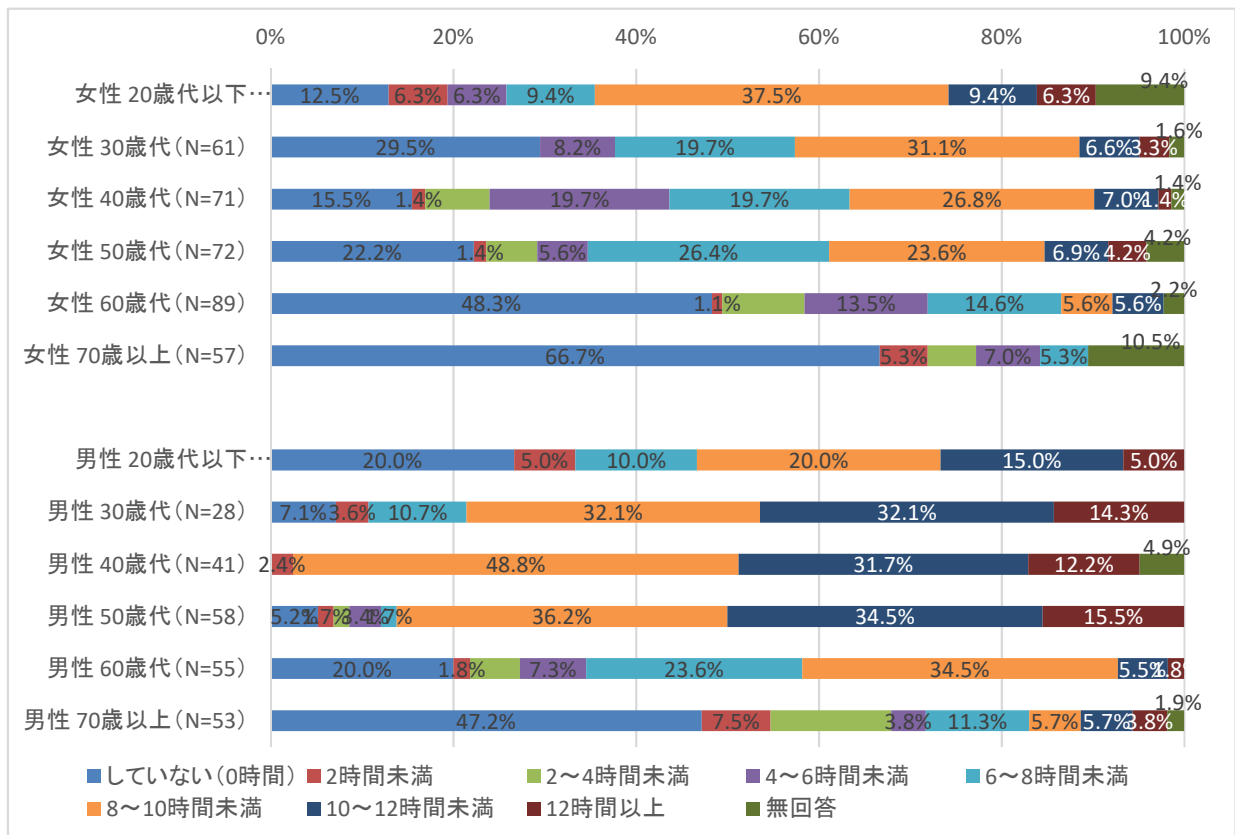


◆性別・年代別比較

①家事(買い物を含む)や子育て、介護等



②仕事(通勤を含む)



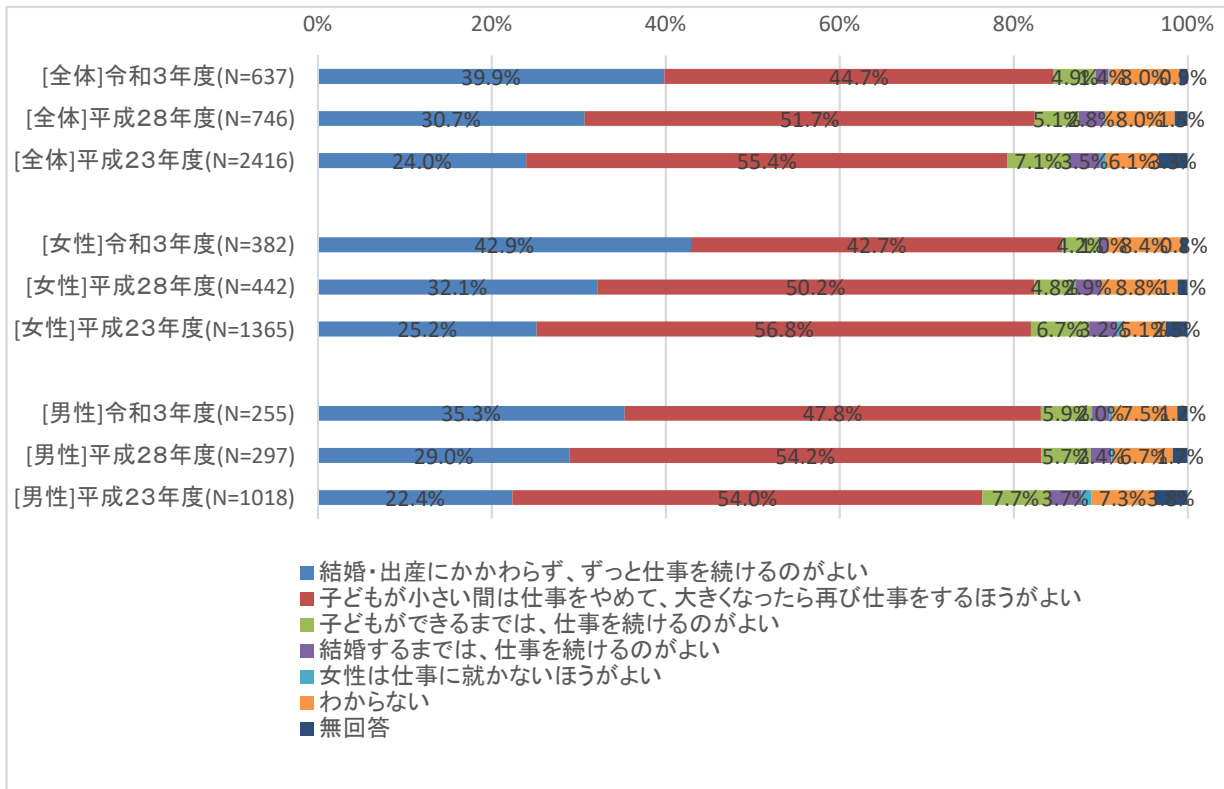
◎ポイント

平日の時間の費やし方については、子育て世代の30、40代を見ると、女性は、家事等に「5時間以上」が多いのに対し、男性は仕事に「10時間以上」が4割を超えています。ワーク・ライフ・バランスを推進するため、働き方の見直しをはじめとする環境の整備を進めていく必要があります。

【女性の就労について】

一般的に女性が仕事を続けることについて、どう思いますか。

◆令和3年度・平成28年度・平成23年度市民アンケート調査の比較



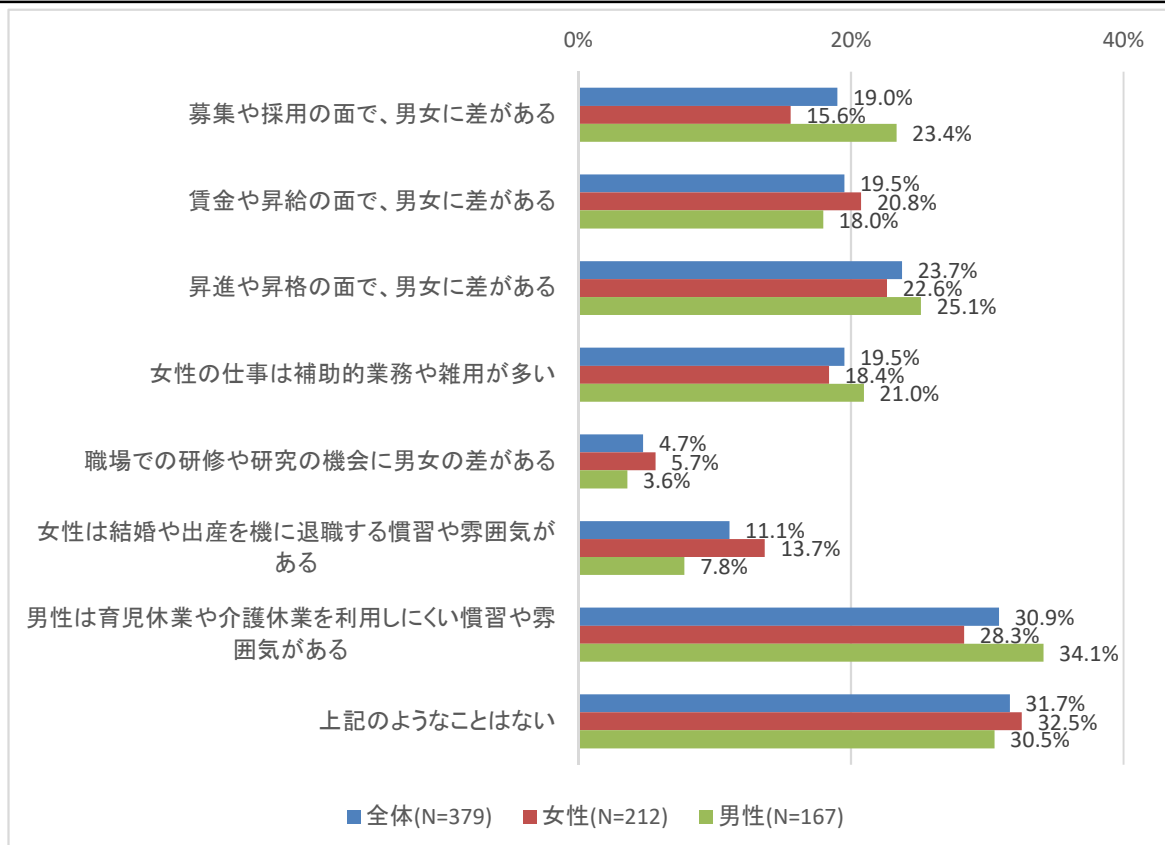
◎ポイント

男女ともに調査ごとに「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を続けるのがよい」と答えた人が増えています。

【職場や働き方について】

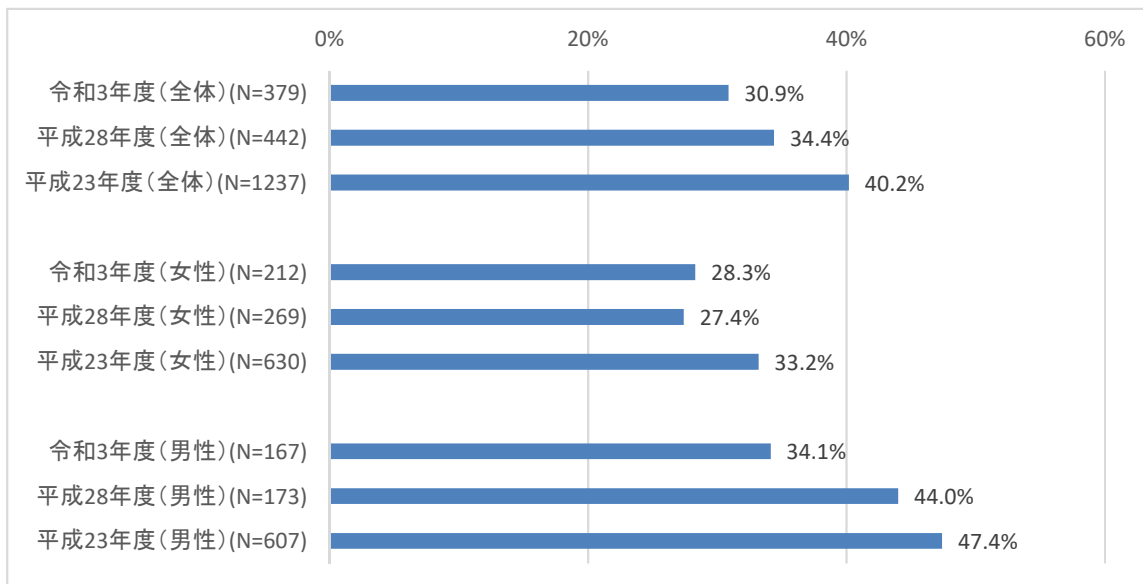
あなたの職場では以下のようなことがありますか。

(現在勤めている人のみ、複数回答可) ※「わからない」「無回答」を除く



「男性は育児休業や介護休業を利用しにくい慣習や雰囲気がある」について

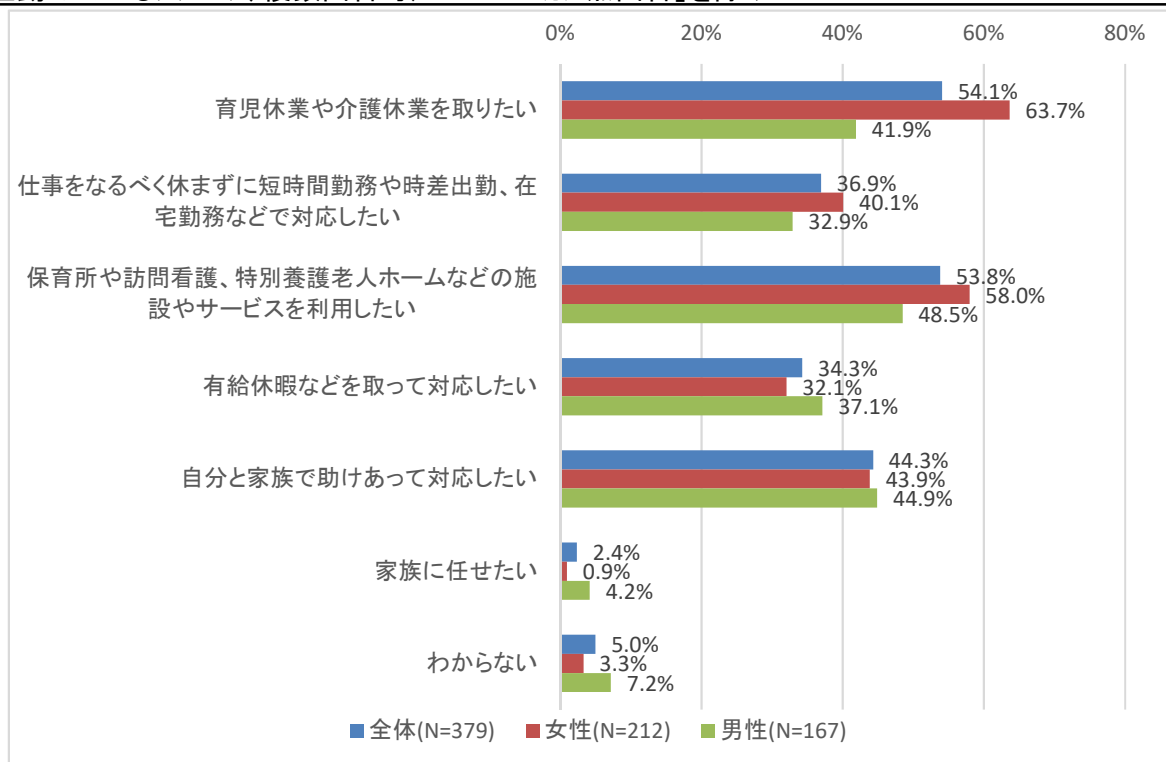
◆令和3年度・平成28年度・平成23年度市民アンケート調査の比較



育児や介護が必要な家族がいる場合、育児・介護休業の取得について、どのようにしたいと考えますか。現在、育児や介護が必要な家族がない方も、いる場合を想定してお答えください。

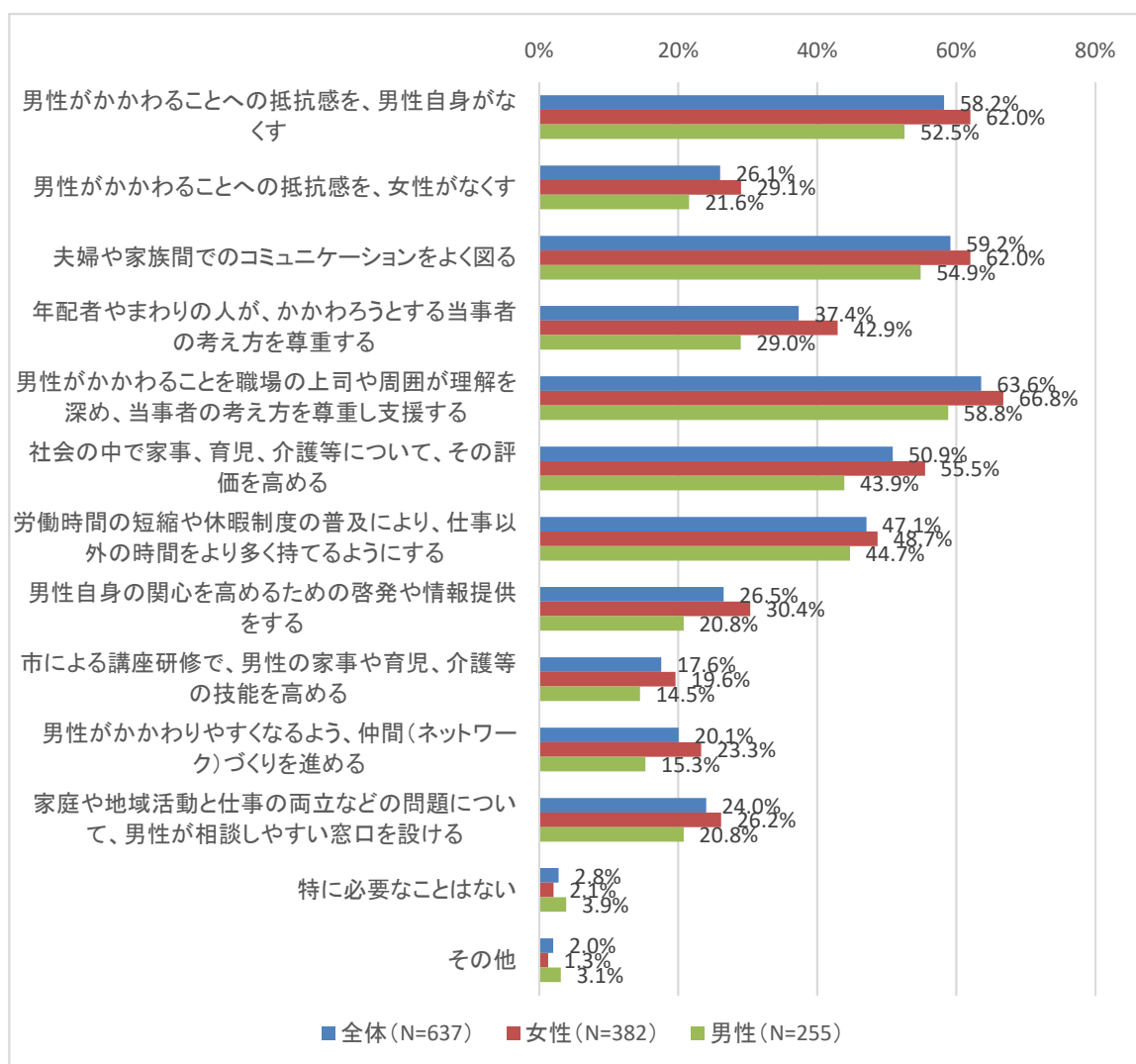
(現在勤めている人のみ、複数回答可)

※「無回答」を除く



今後、男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

(複数回答可) ※「無回答」を除く



◎ポイント

職場において感じる男女差については、男女とも「男性は育児休業や介護休業を利用しにくい慣習や雰囲気がある」が高くなっています。しかし、経年比較を見ると調査ごとにその割合が低くなっています。

育児や介護が必要な際については、男女とも5割以上が「施設やサービスを利用したい」と回答しています。また、「育児・介護休業を取りたい」と回答したのは、女性では6割を超え、男性では約4割となっています。

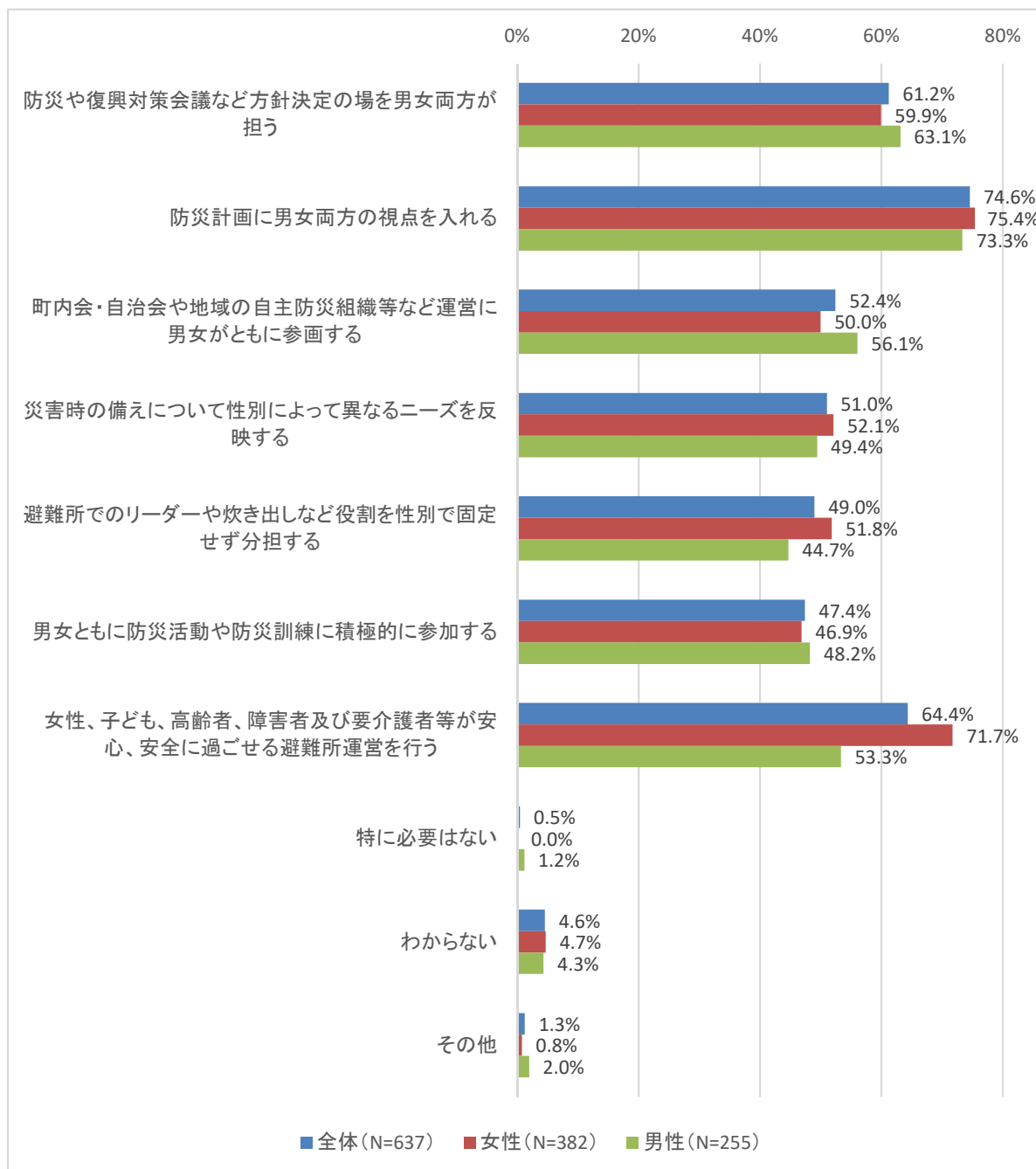
男性が家庭生活や地域活動に参加するために必要なことについては、「男性がかかわることを職場の上司や周囲が理解を深め、当事者の考えを尊重する」と回答した人が多く、夫婦や家族とのコミュニケーションや男性自身が抵抗感をなくすが高くなっています。

男性も女性も育児・介護休業制度を利用し、男性も積極的に家庭生活や地域活動にかかわれるよう、社会全体での環境整備や意識改革が必要となります。

【防災について】

防災活動や災害発生時の対応にも男女共同参画の視点が必要だと言われています。今後、防災分野で男女共同参画の視点を活かすためには、どのようなことが必要だと思いますか。

(複数回答可) ※「無回答」を除く



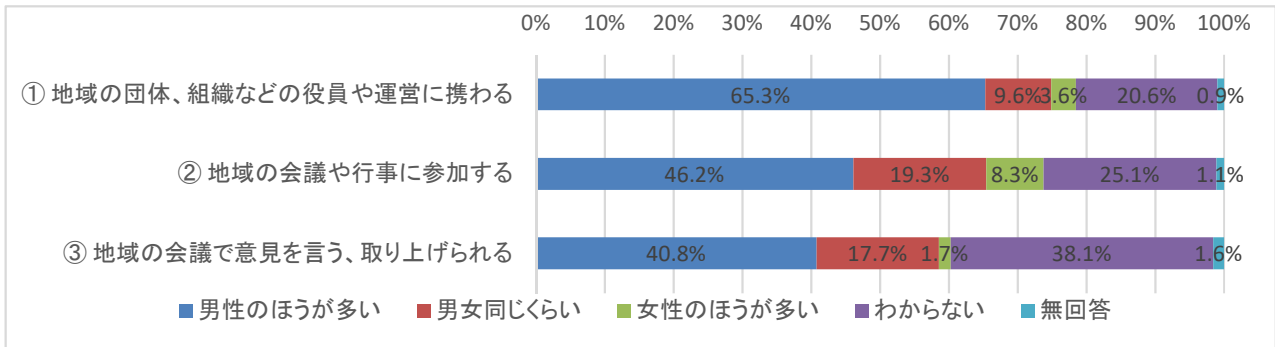
◎ポイント

「防災計画に男女両方の視点を入れる」が7割以上となっています。

東日本大震災など過去の災害において、様々な意思決定過程での女性の参画が確保されず、避難所によっては、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えなどプライバシーの確保がされない等、様々な問題が指摘されました。

【地域活動について】

あなたがお住まいの地域では、以下のようなことについて、男女どちらが多いと思いますか。

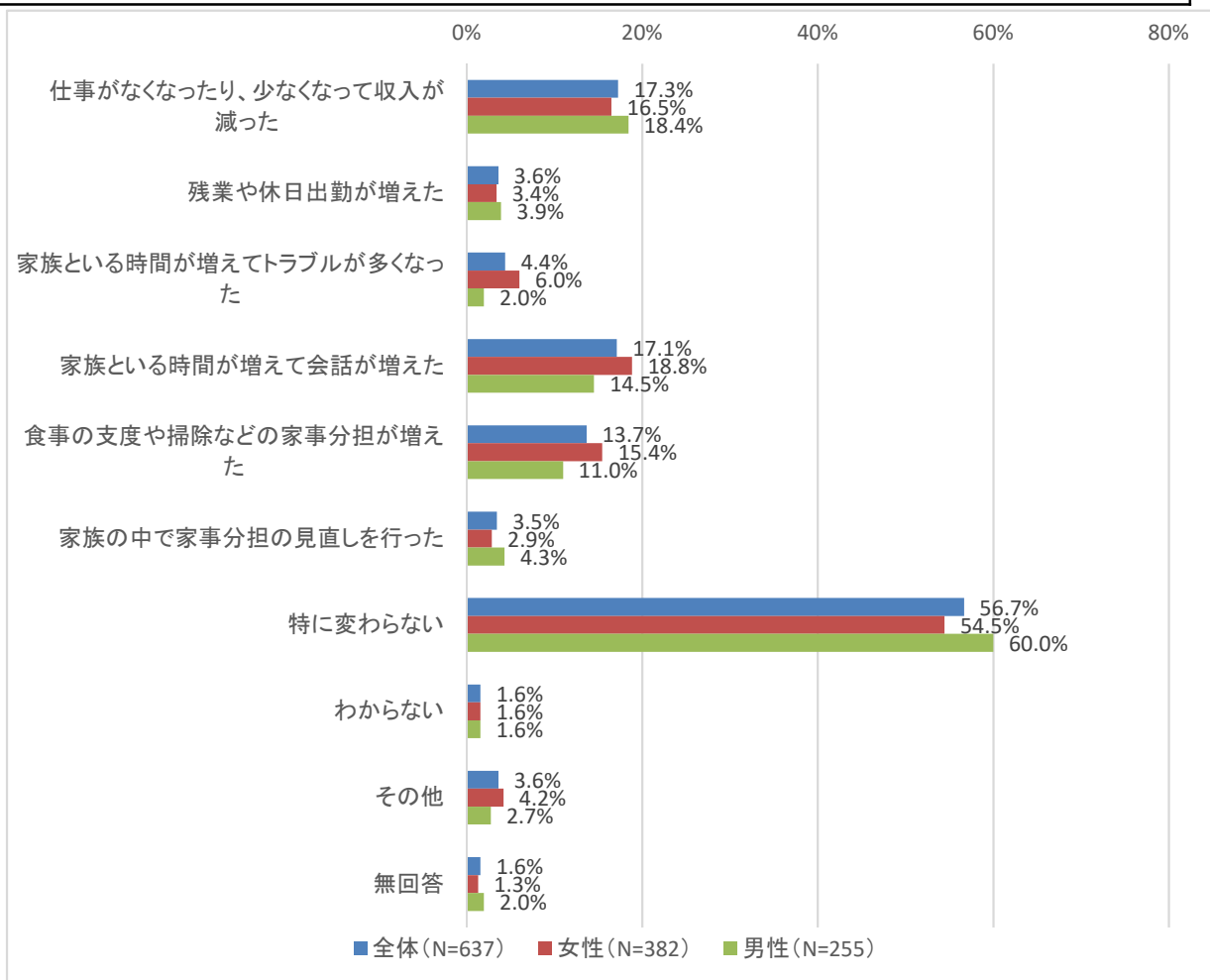


◎ポイント

地域の団体、組織などの役員や運営に携わることについては、「男性のほうが多い」と思う人が6割を超えています。

【新型コロナウイルス感染拡大の影響について】

あなたの家庭での新型コロナウイルス感染拡大による生活への影響についてうかがいます。



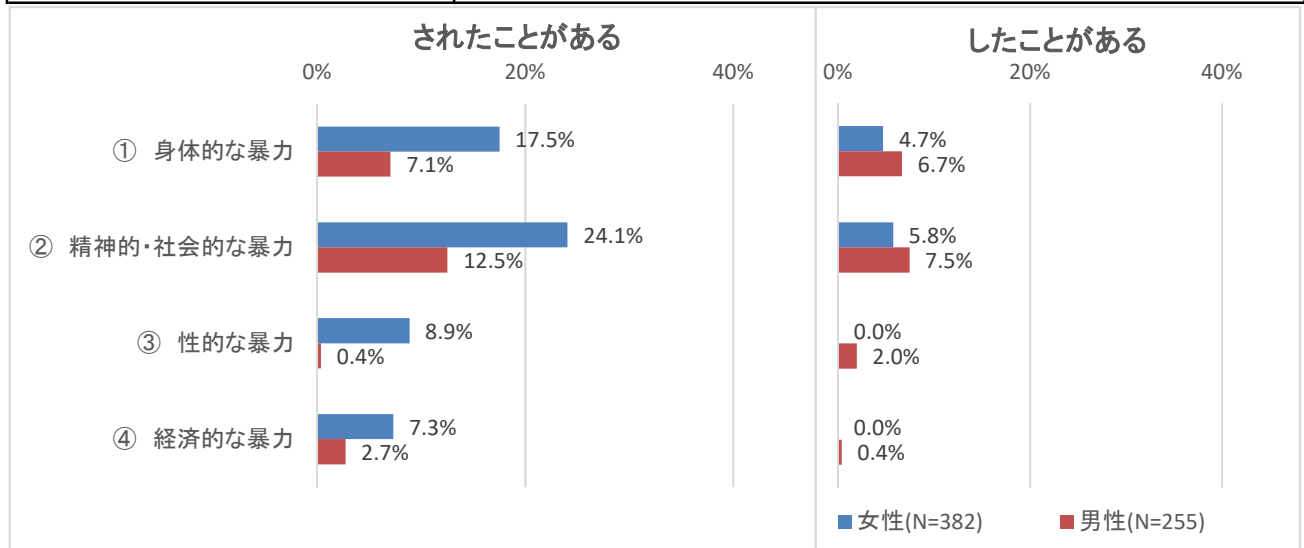
◎ポイント

男女とも「特に変わらない」が5割以上で高くなっています。「仕事が無くなった、少なくなって収入が減った」という回答がある一方で「家族といる時間が増えて会話が増えた」という回答も同程度となっています。

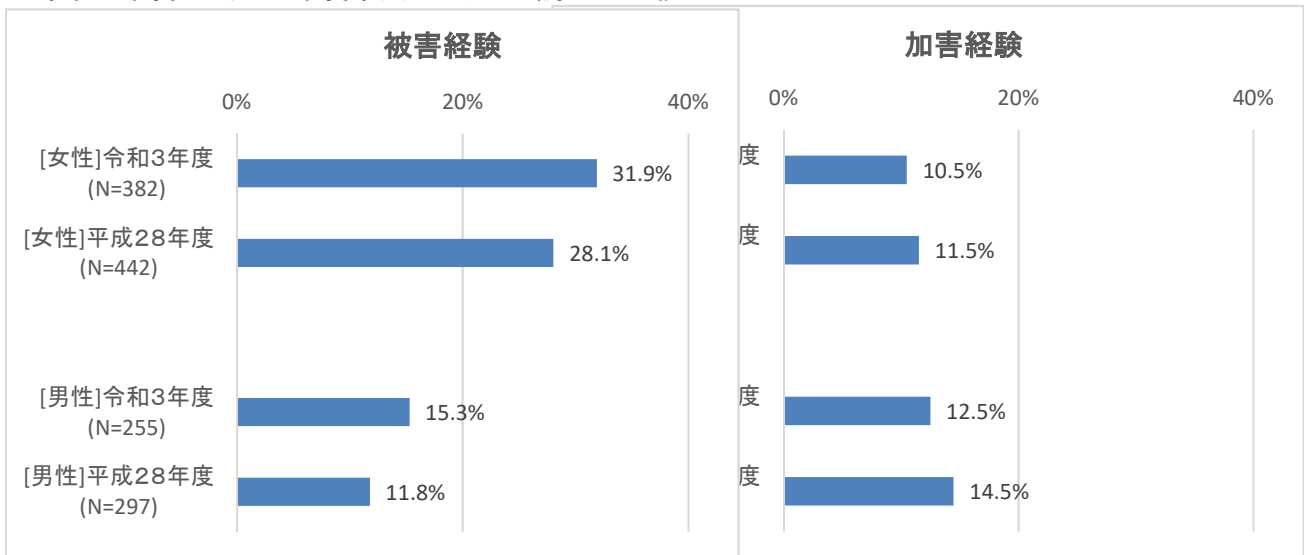
【ドメスティック・バイオレンス(DV)について】

あなたはこれまでに恋人やパートナーから、次のようなことを「されたこと」や、もしくは「したこと」がありますか。

①身体的な暴力	なぐる、ける、物を投げる、つきとばす、刃物でおどす等
②精神的な暴力・社会的な暴力	人格を否定するような暴言、長時間の無視、どなる、「だれのおかげで生活できるんだ」や「かいしょうなし」などの見下した発言、身の危険を感じるような脅迫、交友関係の監視や制限等
③性的な暴力	相手がいやがっているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しない、中絶の強要等
④経済的な暴力	生活費を入れない、外で働くことを妨害する、仕事を辞めさせる、家計の管理に関与させない、借金をさせてお金を取り上げる等



◆4種類の暴力のうち、ひとつでも経験のある人の割合 令和3年度・平成28年度市民アンケート調査の比較

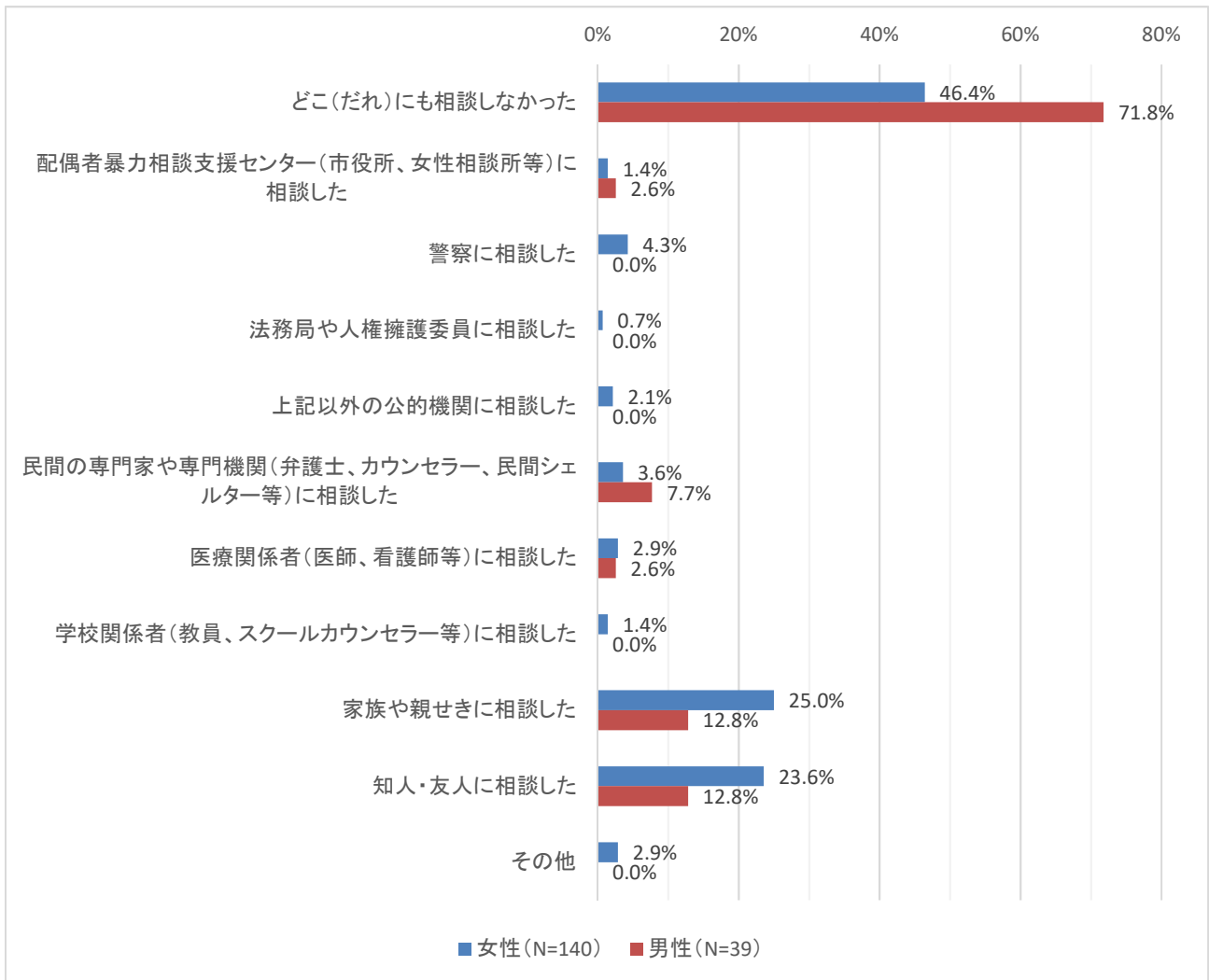


◎ポイント

ドメスティック・バイオレンス(DV)については、女性は「精神的・社会的な暴力」「身体的な暴力」の被害経験の割合が高く、男性は「精神的・社会的な暴力」の被害割合が高くなっています。

4種類の暴力のうちひとつでも被害経験がある女性は31.9%、男性は15.3%となっており、いずれも前回調査に比べて増加しています。

「された」後、どこか(だれか)に相談しましたか(複数回答可) ※「無回答」を除く



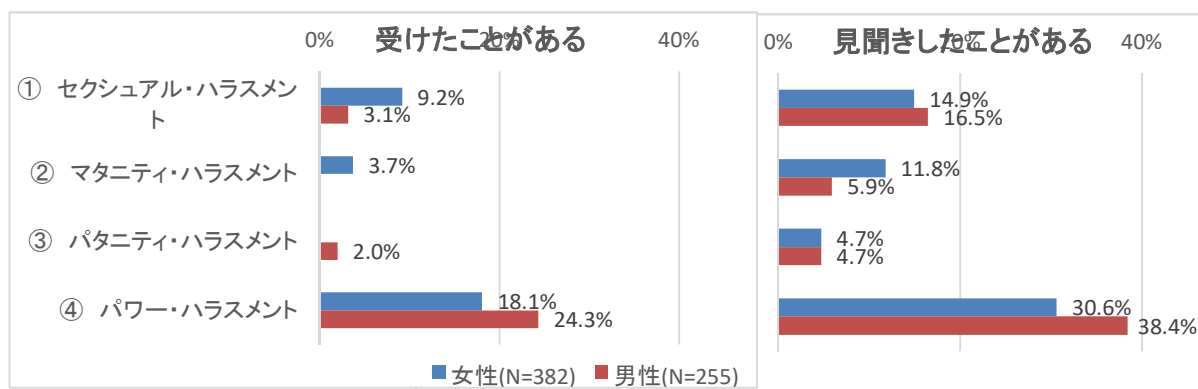
◎ポイント

男女とも「どこ(だれ)にも相談しなかった」が最も高く、男性では約7割を占めています。「家族や親せき」、「知人・友人」など身近な人への相談も比較的高くなっています。
 被害者がより早く公的機関への相談し、支援につながるよう「高崎市DV電話相談」の周知を図ることが必要です。

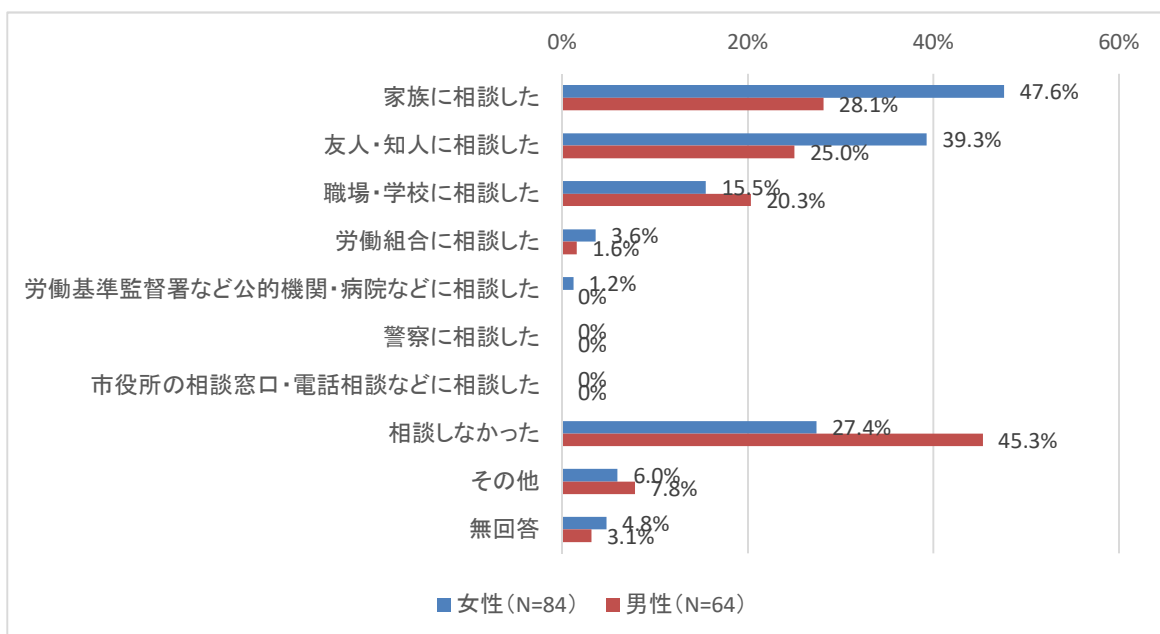
【ハラスメントについて】

あなたは過去3年以内に、職場や学校、地域での活動の中で、次のようなハラスメントを受けたことや見聞きしたことがありますか。

① セクシュアル・ハラスメント	本人の意に反する性的な言葉や行為によって、不快や不安な状態に追い込まれることやそれらの言動を拒否したことで不利益を受けること
② マタニティ・ハラスメント	働く女性が、妊娠や出産・育児休業などを理由に精神的・身体的苦痛を感じる言葉や行為、雇用条件などの面で不当な扱いを受けること
③ パタニティ・ハラスメント	働く男性が、育児のための制度を利用しようとする精神的・身体的苦痛を感じる言葉や行為、雇用条件などの面で不当な扱いを受けること
④ パワー・ハラスメント	職務上の地位や人間関係などの優位性を背景として業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を受けることや、職場環境が悪化すること



その際、どのような対応をされましたか。



◎ポイント

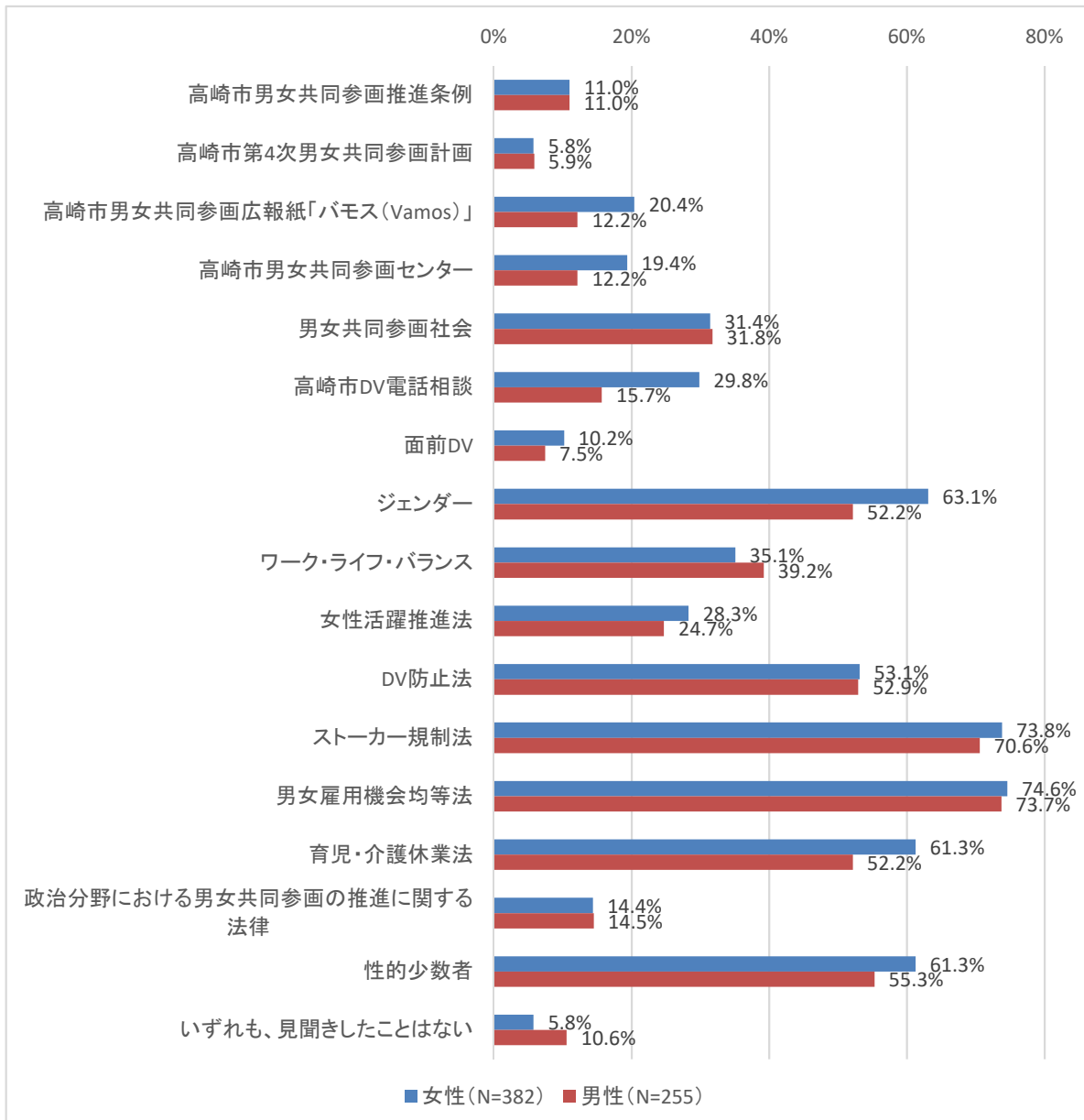
ハラスメントについては、パワーハラスメントを、受けたこと、見聞きしたことが「ある」との回答割合が高くなっています。

女性は、「家族に相談した」が多く、男性は「相談しなかった」が高くなっています。

ハラスメントは、男女を問わず職場や学校・地域など身近にある問題であることを認識し、防止に向けての啓発を進める必要があります。

【用語等の認知度について】

次の言葉や制度のうち、見聞きしたことがあるものはありますか。(複数回答可)



◎ポイント

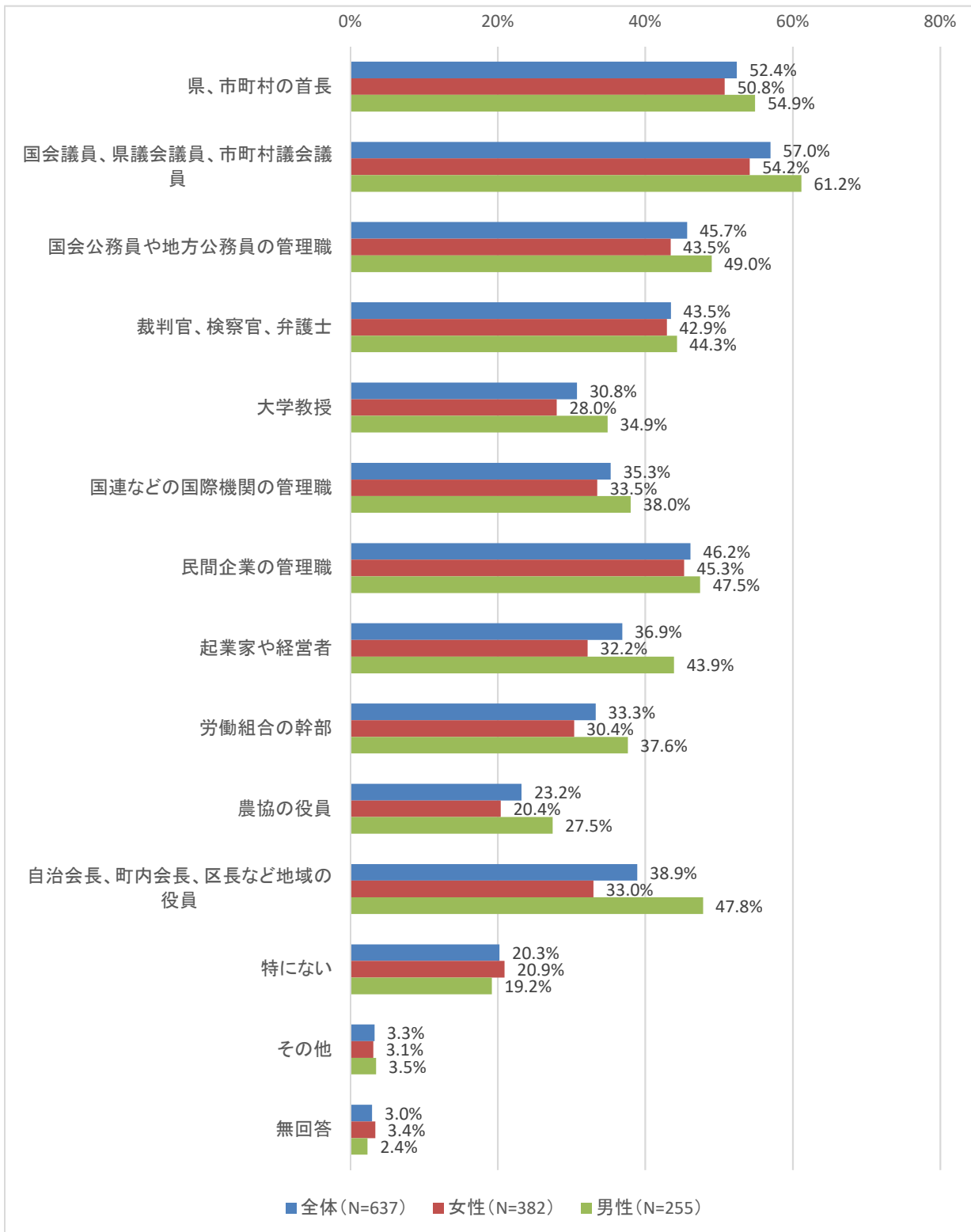
男女共同参画に関する言葉や法律等について質問したところ、「ストーカー規制法」、「男女雇用機会均等法」は7割以上で高く、「ジェンダー」、「DV防止法」、「育児介護休業法」、「性的少数者」は5割を超えています。しかし、「男女共同参画社会」の認知度が約3割と低く、未だ市民に浸透していないことがわかりました。

*アンケートの調査票では、以下の選択肢について、カッコ()内に以下の説明文を加えて提示しました。

- ・高崎市男女共同参画推進条例(平成21年4月1日施行)
- ・高崎市第4次男女共同参画計画(平成30年3月策定)
- ・高崎市男女共同参画広報紙「バモス(Vamos)」(市が毎年3月に発行し、全戸に配布)
- ・高崎市男女共同参画センター(高崎市市民活動センター「ソシアス」内)
- ・面前DV(子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るったり、暴言を吐いたりすること)
- ・ジェンダー(生物としての性別ではなく、社会通念や慣習の中で社会的に形成された性別のこと)
- ・ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)
- ・女性活躍推進法(少子高齢化により将来的な労働力の減少が予想される中で、女性が働きやすい環境づくりを企業に求める法律)
- ・DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)
- ・ストーカー規制法(ストーカー行為等の規制等に関する法律)
- ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す法律)
- ・性的少数者(セクシュアル・マイノリティ、LGBT等)(身体の性と自分が認識する性が一致しない人や、恋愛感情などの性的な意識が同性ないし両性に向かう人等のこと)

【女性が増えるとういと思う役職・職業】

以下のような職業や役職において、今後女性がもっと増えるほうがよいと思うものはどれですか。
(複数回答可)



◎ポイント

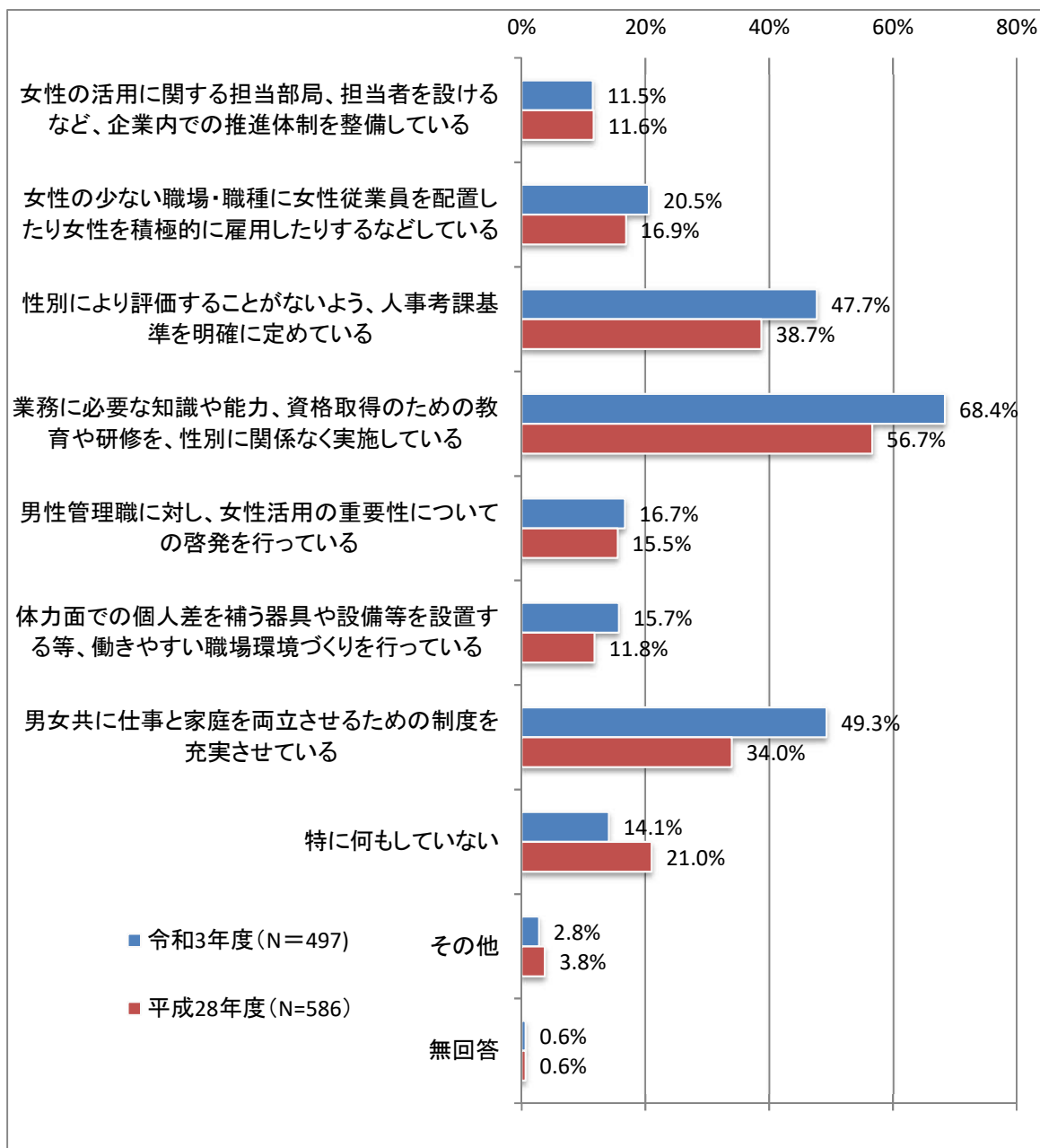
男女ともに「県、市町村の首長」及び「国会議員、県議会議員、市町村議会議員」が5割以上と高くなっています。
「特にない」を除く全項目で男性の方が女性より高い割合になっており、男性は、女性の社会進出を期待している結果になりました。

令和3年度 男女共同参画に関する事業所調査結果(抜粋)

調査名称	男女共同参画に関する事業所調査
調査対象	無作為抽出による従業員10人以上の市内事業所1,800人
調査期間	令和3年7月1日～7月20日
有効回収数	497件(有効回収率27.6%)

【男女共同参画への取組について】

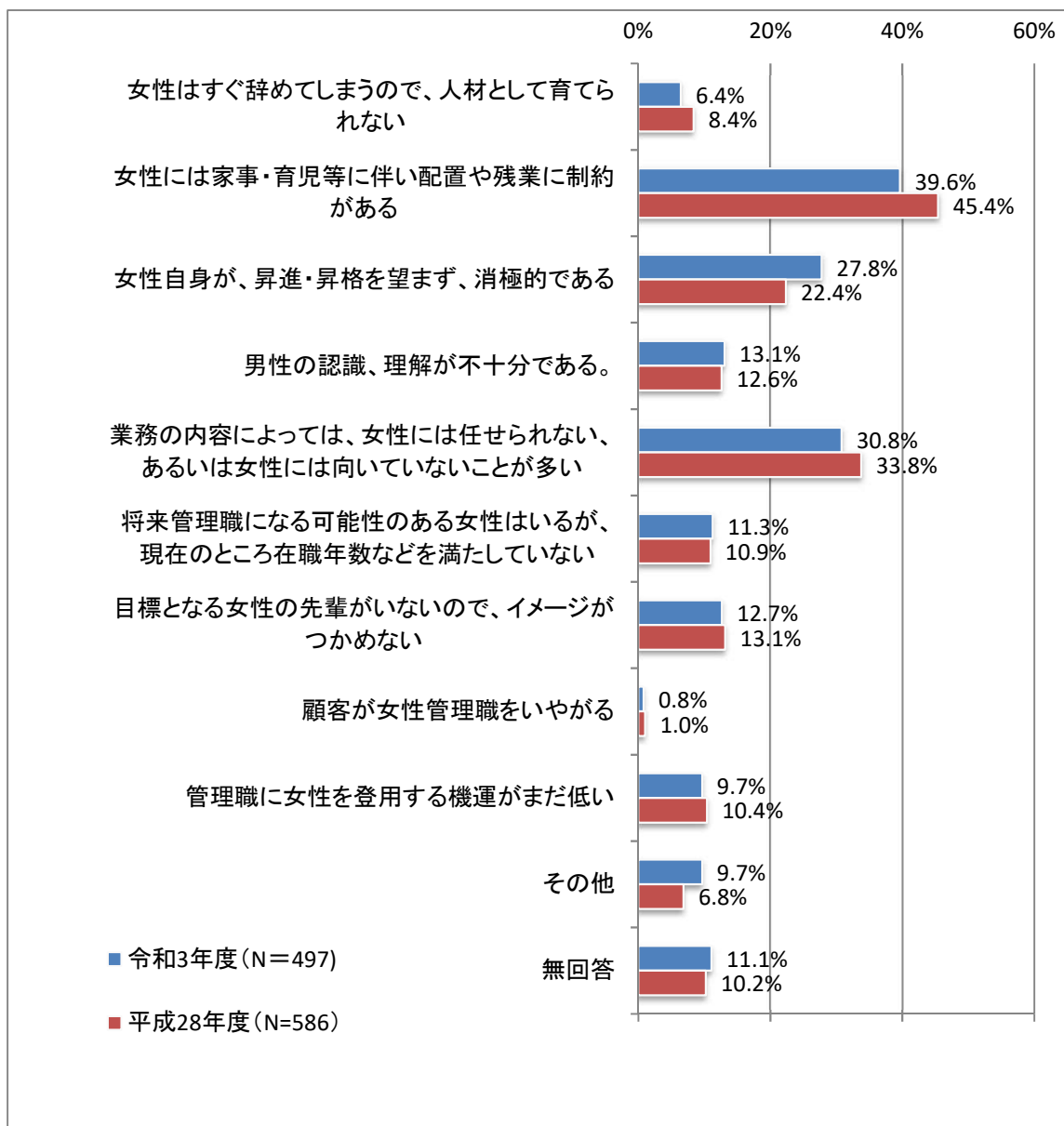
あなたの事業所では、職場において、女性も男性も平等に働ける環境づくりに向けてどのようなことに取り組んでいますか。(複数回答可)



◎ポイント

事業所での男女共同参画への取り組みについて、「教育や研修を、性別に関係なく実施している」が6割を超えています。「人事考課基準を明確に定めている」や「仕事と家庭を両立させるための制度を充実させている」も比較的高くなっています。

事業所において、女性も男性も同じような環境で働いていくために、特に女性にとって課題となっていることは何ですか。(複数回答可)



◎ポイント

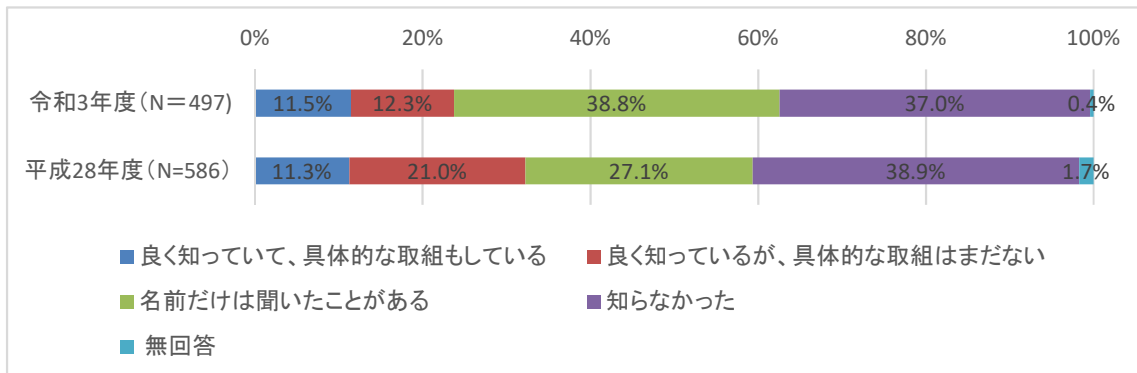
女性が働くうえで課題となっていることは、「家事・育児等に伴い配置や残業に制約がある」が最も多く、次いで、「業務の内容によっては、女性に任せられない、あるいは女性には向いていないことが多い」となっています。また、「女性自身が、昇進・昇格を望まず、仕事に消極的である」との回答も約2割あります。

【女性の職域拡大・管理職登用について】

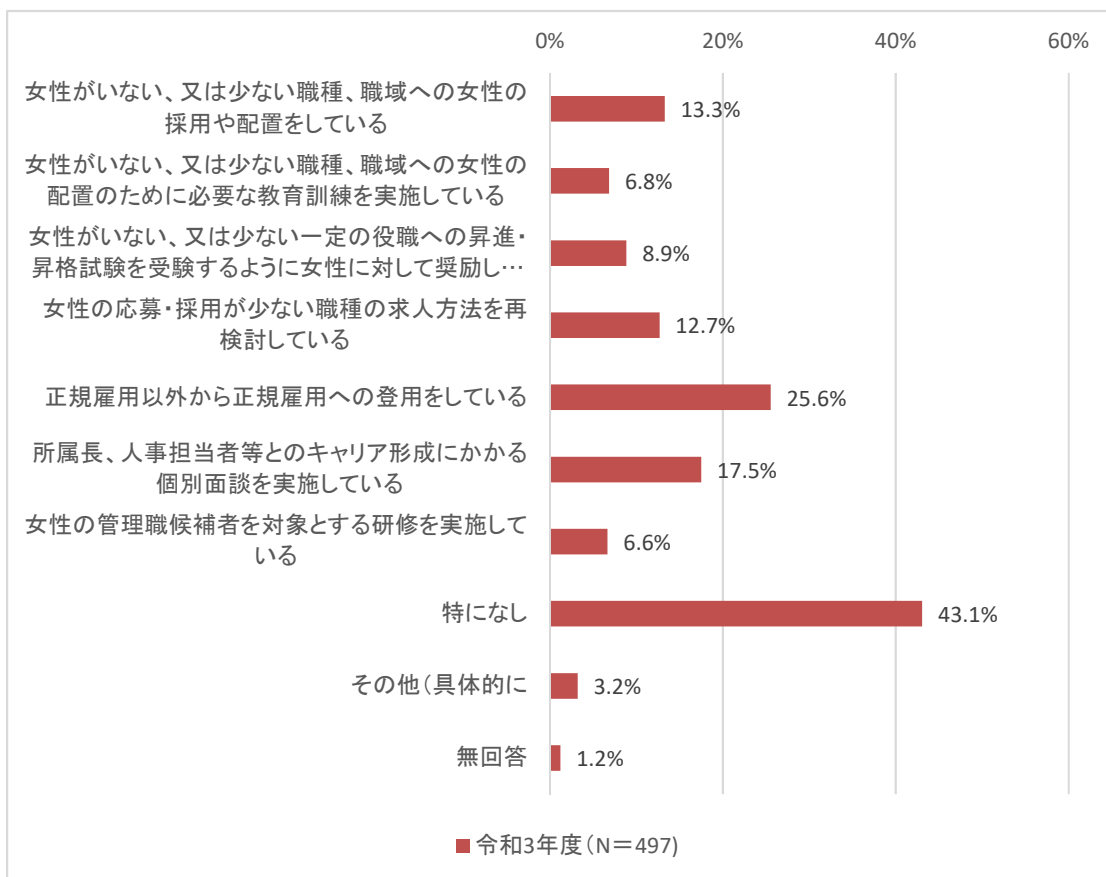
「ポジティブ・アクション」を知っていましたか。

■ポジティブ・アクションとは

これまでの慣行や性別による役割分担意識などから、男女の労働者の間に格差が生じている場合（例えば、営業職に女性がほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半であるなど）、このような格差を解消するために個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みをいいます。



女性の職域拡大や管理職登用のためにしている取り組んでいることはありますか。
(複数回答可)



◎ポイント

「ポジティブアクション」という言葉の認知度は6割を超えています。しかし、女性の職域拡大・女性管理職の増加のための取組は、4割の事業所で「特になし」と回答しています。

女性の職域拡大や管理職登用の取組では、「正規雇用以外から正規雇用への登用をしている」が、比較的多い回答となっています。

ポジティブ・アクションを推進し男女間格差を是正し、性別を問わず能力を発揮できる職場環境づくりを促進する必要があります。

【ハラスメントについて】

ハラスメント防止のための規定はありますか。

ハラスメントとは

■セクシュアル・ハラスメント

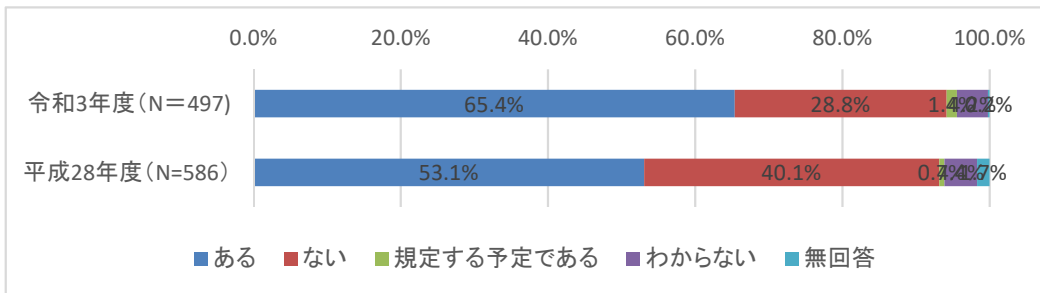
相手の意に反する性的な言葉や行為によって、不快や不安な状態に追い込むことやそれらの言動を拒否したことで不利益を与えること

■マタニティ・ハラスメント

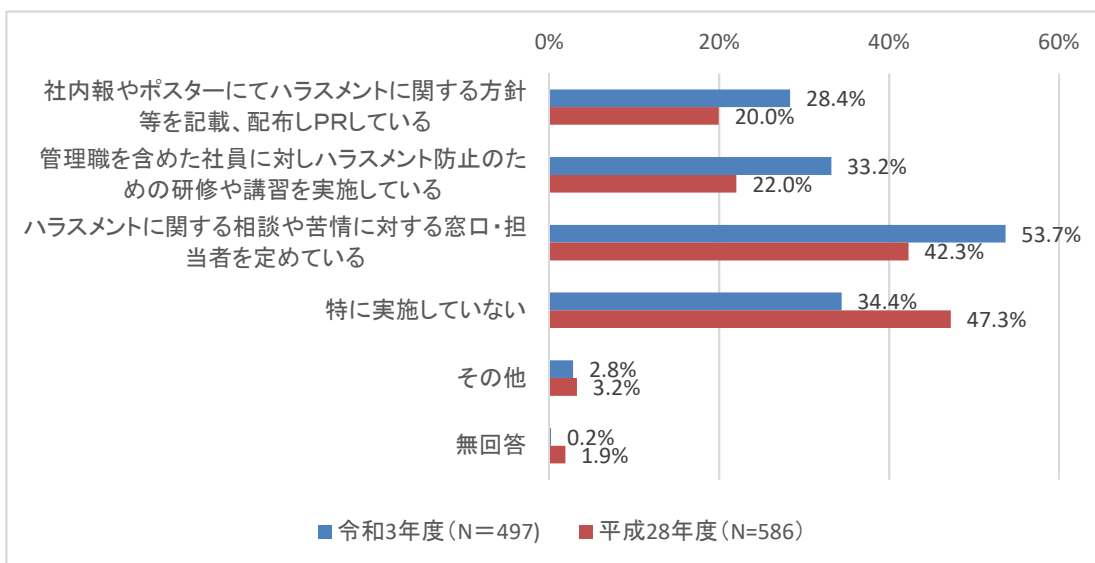
働く女性が、妊娠や出産・育児休業などを理由に精神的・身体的苦痛を与える言葉や行為を行うことや、雇用条件などの面で不当な扱いをすること

■パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの優位性を背景として業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与えることや、職場環境を悪化させること



ハラスメントに対し、以下のような取組をしていますか。(複数回答可)



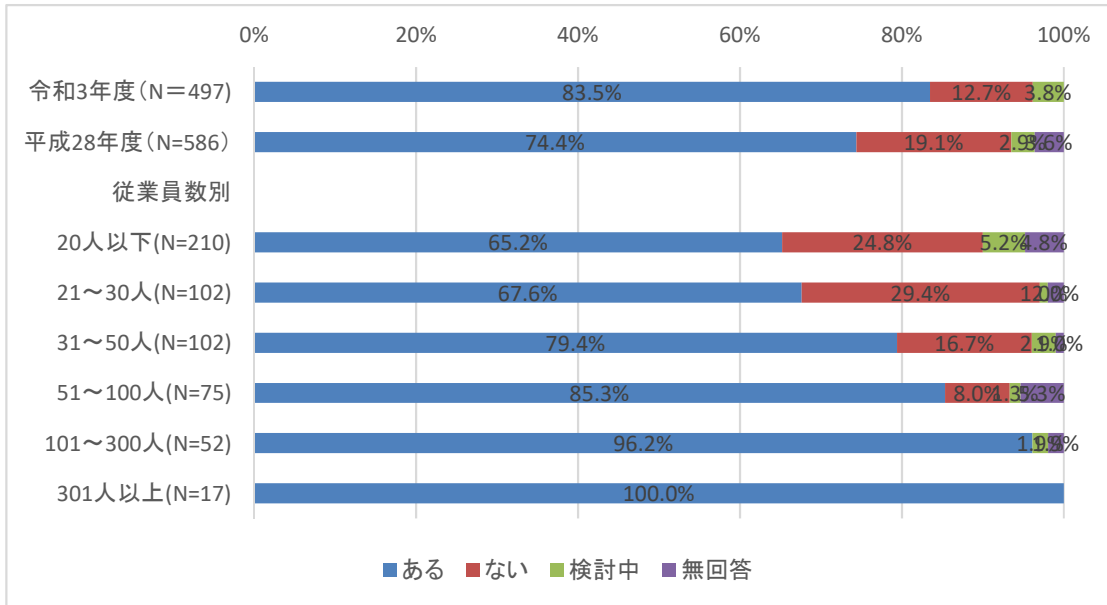
◎ポイント

ハラスメント防止のための規定について、6割以上の事業所で規定が「ある」と回答しており、前回調査に比べて増加しています。

具体的な取組については、「相談や苦情に対する窓口・担当者を定めている」との回答が5割となっています。前回調査に比べて、取組を実施している事業所の割合は増えています。

【育児・介護休業制度について】

貴事業所には、育児休業制度の規定がありますか。



令和2年4月1日～令和3年3月31日までの間で、出産した女性従業員の人数と配偶者が出産した男性従業員の人数をお答えください。
 出産又は配偶者が出産した従業員のうち、令和3年5月末日までに育児休業を開始した、又は開始を申し出をしている人数をお答えください。

令和2年4月1日～令和3年3月31日	正社員	非正社員	合計	取得率 (%)
出産した女性従業員の人数	214	40	254	93.7
育児休業を取得・申し出た女性従業員の人数	210	28	238	
配偶者が出産した男性従業員の人数	288	2	290	11.7
育児休業を取得・申し出た男性従業員の人数	34	0	34	

(人)

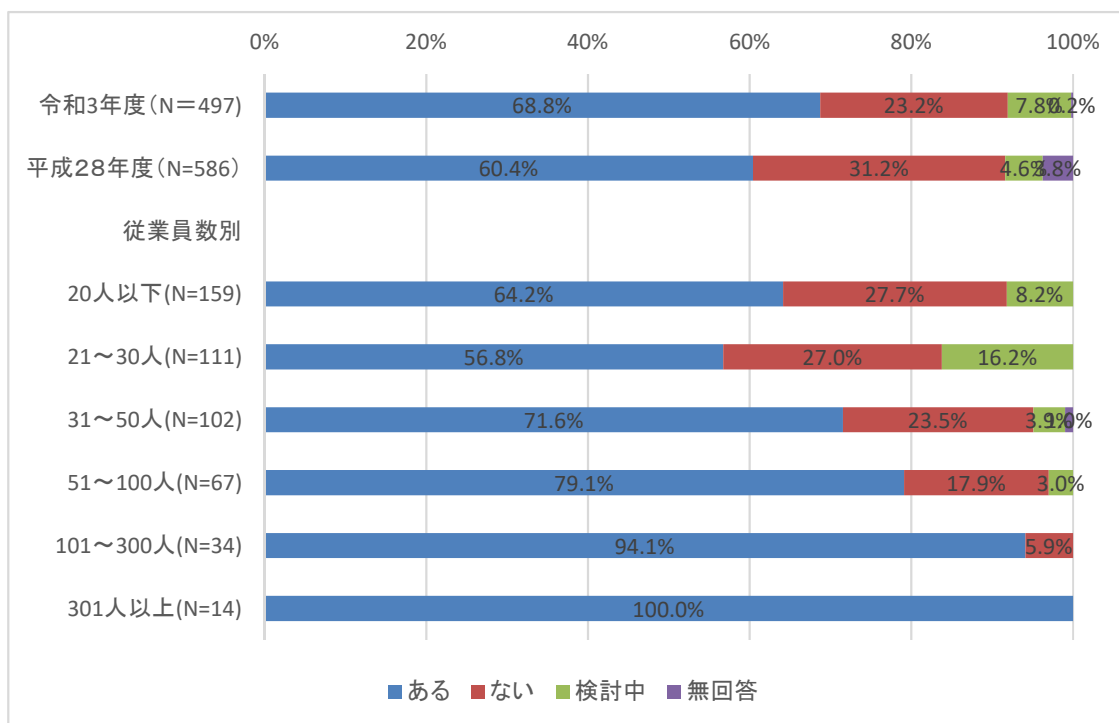
平成27年4月1日～平成28年3月31日	正社員	非正社員	合計	取得率 (%)
出産した女性従業員の人数	208	36	244	81.6
育児休業を取得・申し出た女性従業員の人数	175	24	199	
配偶者が出産した男性従業員の人数	448	10	458	3.3
育児休業を取得・申し出た男性従業員の人数	15	0	15	

※非正社員は、派遣(契約)社員等を含みます。

◎ポイント

育児休業制度について、「規定がある」と回答した事業所は8割を超えています。
 従業員数別で見ると、従業員数が多くなると「ある」の割合が多くなり、301人以上の事業所では「ある」の回答が100%となっています。
 育児休業の取得率については、男女ともに前回調査より増加しています。

貴事業所には、介護休業制度の規定がありますか。



令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に介護休業を開始した従業員数をお答えください。

(人)

令和2年4月1日～令和3年3月31日	正社員	非正社員	合計
1 女性従業員	10	8	18
2 男性従業員	5	1	6

平成27年4月1日～平成28年3月31日	正社員	非正社員	合計
1 女性従業員	8	2	10
2 男性従業員	2	0	2

※非正社員は、派遣(契約)社員等を含みます。

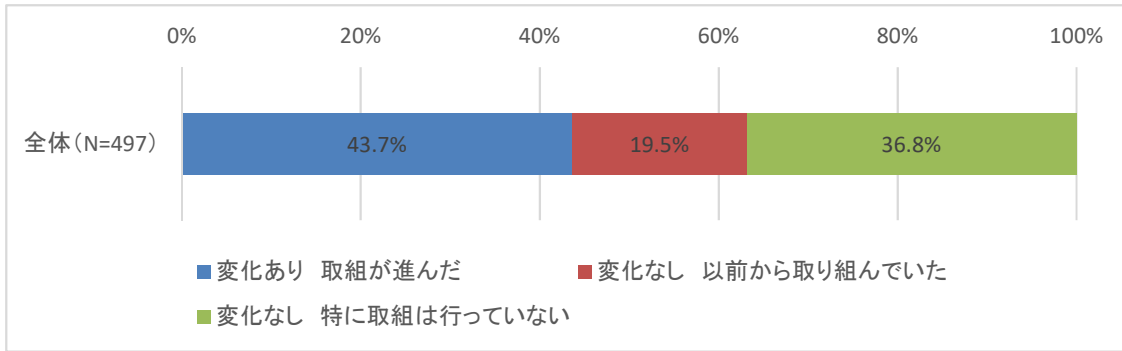
◎ポイント

介護休業制度について、「規定がある」と回答した事業所は7割弱となっています。育児休業制度と比較すると、まだ社内制度として規定されていない事業所がやや多いようです。

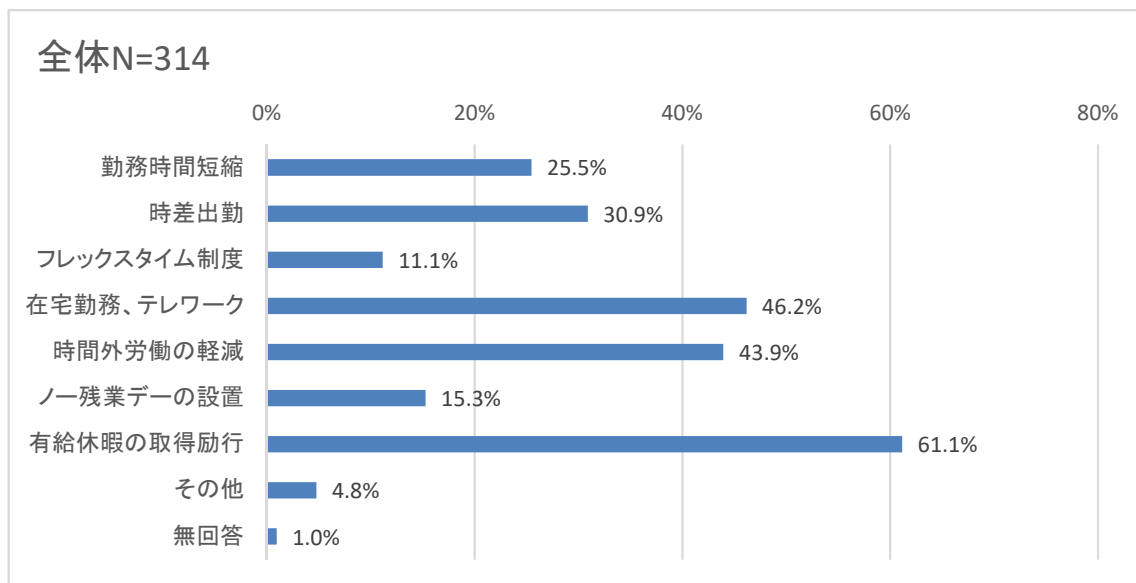
従業員数別で見ると、30人以下の事業所で「ある」の割合が低くなっています。また、301人以上の事業所では、100%が「ある」と回答しています。

【仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について】

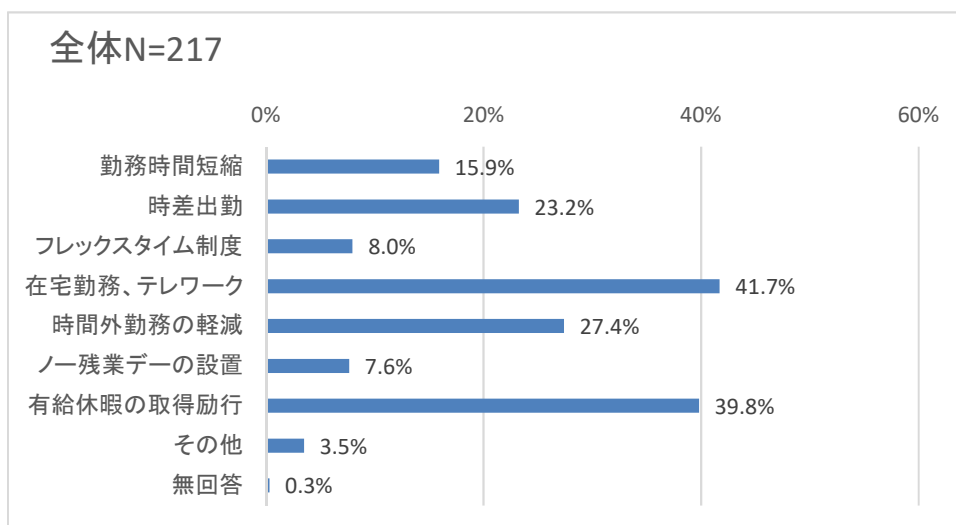
今回の新型コロナウイルス感染症対策における自粛活動の影響で、貴事業所の働き方改革は進みましたか。



上記の間で「変化あり取組が進んだ」、「変化なし以前から取り組んでいた」と回答した方は、どのような取組をされていますか(されましたか)。(複数回答可)



「変化あり取組が進んだ」と回答した事業所の結果

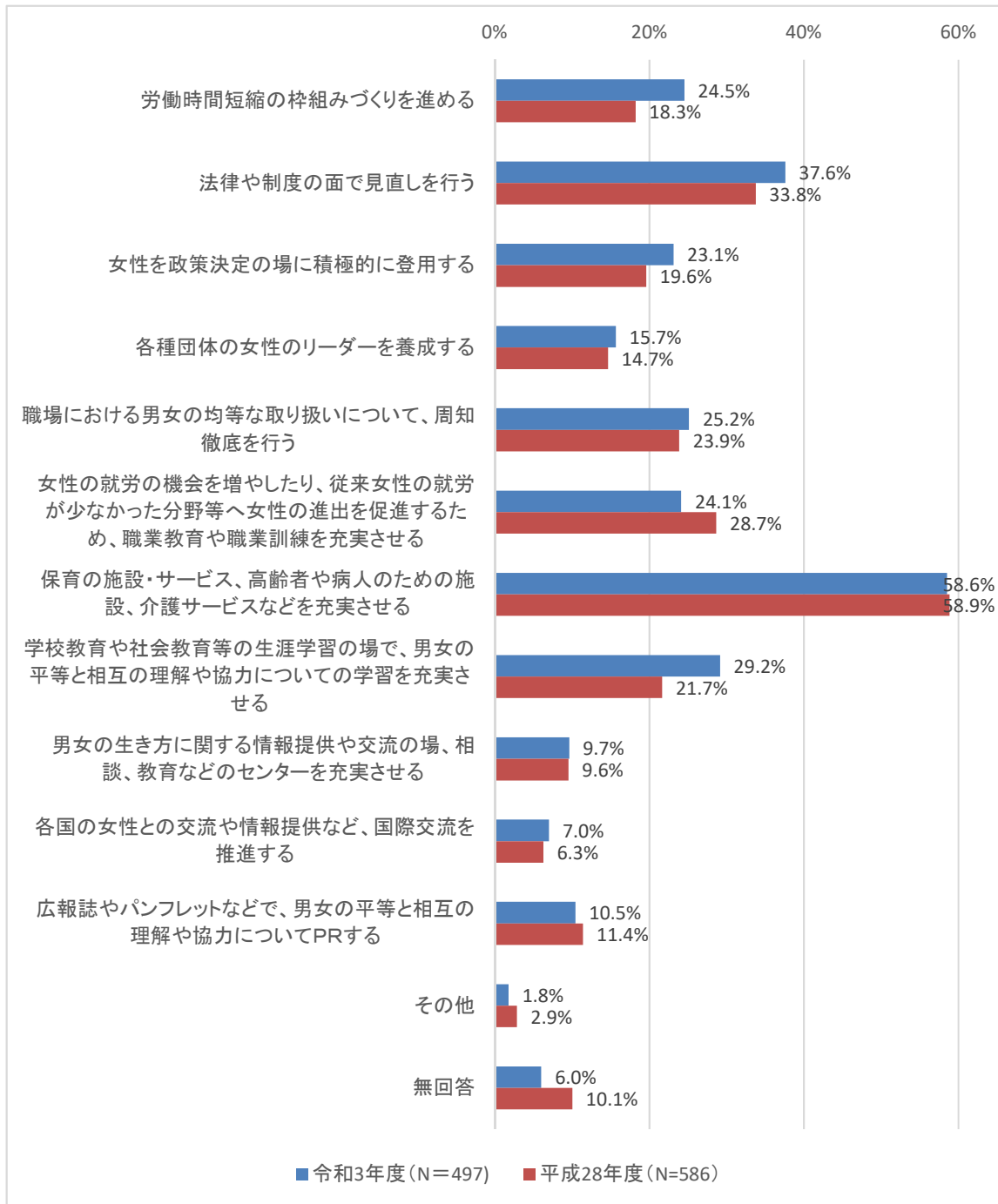


◎ポイント

働き方改革が進んだ、以前から行っていた事業所は、6割以上になっています。取組内容は、「有給休暇の取得励行」が最も高く、「在宅勤務、テレワーク」、「時間外労働の軽減」となっています。

【行政の取組について】

男女共同参画社会を形成していくため、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(複数回答可)



◎ポイント

前回調査と同じく「保育の施設・サービス、高齢者や病人のための施設、介護サービスなどを充実させる」が最も高く、次に「法律や制度の面で見直しを行う」となっています。

関係法令等

高崎市男女共同参画推進条例（平成21年3月23日 条例第3号）

目次

前文

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 基本的施策（第8条～第11条）

第3章 性別による権利侵害の禁止等（第12条・第13条）

第4章 男女共同参画審議会（第14条）

第5章 雑則（第15条）

附則

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等、さらに両性の本質的平等が日本国憲法でうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准し、男女共同参画社会基本法を制定するなど、国際的な協調の下に男女平等の実現に向けた取組が行われてきた。高崎市においても、男女が平等な社会を目指して様々な施策を策定し、平成13年には男女共同参画計画を定め、その実現に取り組んできた。

しかしながら、今日においても、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行など、男女が共に協力して、調和の取れた社会を実現するためには、取り組むべき多くの課題がある。さらに、少子高齢化の進展や人それぞれが多様な生き方を選択する時代の到来など、急速な社会情勢の変化に伴い、男女が性別にかかわらず主体的に行動することが、ますます求められるようになっている。

そのため、男女がこれまでの性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、人として対等に向かい合い、個人としての能力を十分発揮して、社会のあらゆる分野に共に参画する男女共同参画をより積極的に推進することが必要となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画の推進について、市、教育関係者、市民及び事業者等が協働し、男女が共にいきいきと活動する社会の構築に積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市及び教育関係者の責務並びに市民及び事業者等（以下「市民等」という。）の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者等 市内において営利の事業活動を行う個人及び法人その他の団体並びに市内において非営利の活動を行う法人その他の団体をいう。
- (4) 教育関係者 市内において、学校教育、社会教育その他の教育を行う者をいう。
- (5) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益を与える性的な言動をいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者（過去において配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。）による身体的暴力、精神的若しくは性的な苦痛を与える言動又は経済的な優位性に基づいて苦痛を与える言動をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けず、個人としての能力を発揮する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、社会における性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行にとらわれず、それぞれ個人として多様な生き方を選択できるよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策の立案及び決定又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護等の家庭生活における活動及び地域、職場その他の社会生活における活動を両立して行うことができることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が、互いの性について理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、生涯にわたって健康な生活を営めるよう自らの意思が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と連動し、国際的な協調の下に行われなければならない。
(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民等及び教育関係者と協働で実施するよう努めなければならない。
(教育関係者の責務)

第5条 教育関係者は、男女共同参画を推進する上での教育の果たす役割の重要性を認識し、それぞれの教育を行う過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。
(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進する主体としての役割を担うものとする。
(事業者等の役割)

第7条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる職場環境の整備に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(市の施策)

第8条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護等の家庭生活における活動及び地域、職場その他の社会生活における活動を両立して行うことができるよう必要な支援を行うこと。
- (2) 市民等の男女共同参画についての理解を促進するため、教育及び学習の場において、必要な措置を講じるとともに、普及広報活動を行うこと。
- (3) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの防止を図り、これらの被害を受けた者に対し必要な支援を行うこと。
- (4) 男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うこと。
- (5) 男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等の男女共同参画を推進する活動を支援するための拠点機能の整備その他の必要な環境の整備を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進のために必要と市長が認めるもの
(男女共同参画計画)

第9条 市長は、前条に規定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画計画を策定するものとする。

- 2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映できるよう適切な措置を講じるとともに、第14条に規定する高崎市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。
(積極的改善措置)

第10条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき市が設置する審議会その他の附属機関及びこれに準じる機関において、委員を委嘱し、又は任命する場合においては、積極的改善措置を講じ、男女が均等になるよう努めるものとする。

2 市は、業務を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、積極的改善措置を講じ、職員の能力の開発及び発揮について実質的な機会の均等が確保されるよう努めるものとする。

（苦情への対応）

第11条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出を受けた場合には、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

2 市長は、前項の申出に係る対応において必要があると認めるときは、第14条に規定する高崎市男女共同参画審議会に意見を求めるものとする。

第3章 性別による権利侵害の禁止等

（性別による権利侵害の禁止）

第12条 何人も、直接的であると間接的であるにかかわらず、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等による性別による人権侵害を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する配慮）

第13条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力等を助長させる表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 男女共同参画審議会

（審議会の設置）

第14条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査し、又は審議するため、高崎市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、又は審議するものとする。

（1） 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項

（2） 男女共同参画計画の実施状況に関する事項

（3） 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

3 審議会は、前項に規定する調査審議を行うほか、男女共同参画の推進について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

5 審議会の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 雑則

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（審議会の委員の任期の特例）

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される公票に係る審議会の委員の任期は、第14条第6項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成23年3月31日までの期間とする。

（多野郡吉井町の編入に伴う経過措置）

3 多野郡吉井町を廃し、その区域を高崎市に編入する日以後最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第14条第6項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成23年3月31日までの期間とする。

（平21条例31・追加）

（高崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 高崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高崎市告示第139号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(平21条例31・旧第3項繰下)

附 則(平成21年5月15日条例第31号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

高崎市男女共同参画審議会規則(平成21年3月31日 規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、高崎市男女共同参画推進条例(平成21年高崎市条例第3号。以下「条例」という。)

第14条に規定する高崎市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募した市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(組織)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求め、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 審議会に、会長が指定した事項について調査し、又は審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査又は審議に関する経過及び結果を会長に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民部人権男女共同参画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

高崎市男女共同参画審議会委員名簿

令和4年度

区分	氏名	所属	備考
会長	竹内 由利子	公益財団法人大原記念労働科学研究所	計画部会
副会長	片岡 美喜	公立大学法人高崎経済大学	計画部会
委員	赤江 三枝子	高崎女性経営者研究会	
委員	新井 セラアン	公募市民	計画部会
委員	新井 元	高崎市農業委員会	
委員	石黒 弥千代	公募市民	計画部会
委員	岡村 香里	群馬弁護士会高崎支部	
委員	金子 敏也	高崎市中学校長会	
委員	上和田 照吾	高崎市人権擁護委員会	
委員	後閑 米子	高崎市くらしの会	
委員	佐藤 志麻	高崎市民生委員児童委員協議会	
委員	澤田 志保	連合群馬高崎地域協議会	
委員	竹原 綾子	高崎地区更生保護女性会	
委員	田島 圭次郎	高崎商工会議所	
委員	田邊 郁也	高崎市PTA連合会	
委員	戸塚 信子	高崎市地区婦人会連合会	
委員	橋本 優一	群馬労働局雇用環境・均等室	計画部会
委員	松田 正明	高崎市市長会	計画部会
委員	茂木 直美	高崎市社会福祉協議会	

高崎市男女共同参画社会推進会議設置要綱

(設置)

第1条 高崎市における男女共同参画社会の形成に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、高崎市男女共同参画社会推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の策定及び推進における関係部課相互の連絡調整に関すること。
- (3) 男女共同参画計画の進行管理に関すること。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長および副会長)

第4条 推進会議の会長は副市長をもって充て、副会長は市民部長をもって充てる。

2 会長は、推進会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じ推進会議を招集し、その議長となる。

2 会長は、委員が出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、又は関係部課長に対して資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 推進会議に第2条の所掌事務に関する具体的事項を調査・研究させるため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループのメンバーは、委員がその所属する部（局、支所）に属する者の中から推薦する。ただし、会長は、必要があると認めるときは、委員が所属しない部（局、支所）の者を推薦することができる。

3 ワーキンググループのリーダーは、人権男女共同参画課長をもって充てる。

4 ワーキンググループの会議は、リーダーが招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民部人権男女共同参画課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

〈中略〉 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

会長	副市長
副会長	市民部長
委員	総務部長、福祉部長、子育て支援担当部長、保健医療部長、商工観光部長、教育部長、学校教育担当部長、公民館担当部長、企画調整課長、防災安全課長、職員課長、人権男女共同参画課長、社会福祉課長、長寿社会課長、介護保険課長、こども家庭課長、こども救援センター所長、保育課長、健康課長、産業政策課長、商工振興課長、社会教育課長、学校教育課長、中央公民館長、教育センター所長、農業委員会事務局長

第5次計画策定に係る経過等

期 日	会議等の名称	内 容
令和3年7月1日 ～7月20日	アンケート調査の実施	・「男女共同参画に関する市民アンケート」 「男女共同参画に関する事業所調査」の実施
令和4年2月18日	高崎市男女共同参画審議会	・「男女共同参画に関する市民アンケート」 「男女共同参画に関する事業所調査」結果 の報告
令和4年5月20日	高崎市男女共同参画審議会	・「第5次計画の策定について」諮問 ・計画策定に係る部会の設置（計画部会）
令和4年8月～11 月（5回開催）	高崎市男女共同参画審議会 （計画部会）	・第5次計画（素案）について検討
令和4年10月～11 月	高崎市男女共同参画社会推 進会議	・第5次計画（素案）で取り組むべき施策等 の検討・精査
令和4年11月18日	高崎市男女共同参画審議会	・第5次計画（素案）についての審議
令和4年11月25日	答申	・審議会会長から市長へ答申
令和4年12月15日 ～令和5年1月5日	パブリックコメントの実施	
2月	高崎市男女共同参画社会推 進会議	・第5次計画の策定について
2月	高崎市男女共同参画審議会	・第5次計画の策定について

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
最終改正 平成十一年一月二十二日法律第六十号
目次
前文
第一章 総則(第一条―第十二条)
第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策
(第十三条―第二十条)
第三章 男女共同参画会議(第二十一条―第二十八条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。
一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。
このよう状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。
ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則 (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。
(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。
(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況に考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策
(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害することによって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その

他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)
第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。
(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)
第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)
第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
議長は、会務を総理する。

(議員)
第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

三 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

四 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

五 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)
第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)
第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

二 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)
第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。
附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会
(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。
附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)
最終改正 令和元年六月二十六日法律第四十六号

目次
前文
第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第三条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条一第五号)

第三章 被害者の保護(第六条一第九条の二)

第四章 保護命令(第十条一第二十二号)

第五章 雑則(第二十三条一第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則
我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則
(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

二 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

三 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)
第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含み、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

二 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

三 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

四 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したとき

は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即して、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等
(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者その家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談員が、自らい行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護
(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によつて負傷し又は疾病にかかつたと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によつて負傷し又は疾病にかかつたと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通

報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道府県警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けた旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の指示その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和十九年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令
(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合においては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合においては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合においては配偶者からの身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合においては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合においては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を

除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。その他その名譽を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置く、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
三 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行つておる子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、当該子の他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要と認めるときは、第一項第一号の被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠とする住居を除く。以下この項において「住居」という。）を、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
四 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活上において密接な関係にある者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居を押し掛けたり粗野又は乱暴な言動を行つておることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要と認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠とする住居を除く。以下この項において「住居」という。）を、就学する学校その他の通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
五 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
（管轄裁判所）
第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないときは又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
二 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にすることができる。
一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）
第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。
一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあることと認めるに足りる申立ての時に生じた事情
三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に就いて配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるときは、申立ての時に生じた事情
四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるときは、申立ての時に生じた事情
五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の名義
ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
二 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
（迅速な裁判）
第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
（保護命令事件の審理の方法）
第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
三 裁判所は、必要があると認められる場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
（保護命令の申立てについての決定等）
第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
二 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによつて、その効力を生ずる。
三 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
四 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合には、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
五 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）
第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
二 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
三 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
四 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
五 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができる。
六 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
七 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたときは、又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
八 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
（保護命令の取消し）
第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後に、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後に、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命

令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令が発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあるときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠を置いている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居から転居を完了することができないことその他の事情があるときに限り、当該命令を発するものと認めるべきとき、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれていた環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあってから引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であつた者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であつた者
第十条第一項から第四項まで、第十二条第一項、第二十一条第一号、第二十一条第四号及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者から配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
(経過措置)
第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものとの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。
(検討)
第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
(経過措置)
第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日
附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日(その他の経過措置の政令への委任)
第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(検討等)
第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)
最終改正 令和元年六月五日法律第二十四号

目次	
第一章	総則(第一条—第四条)
第二章	基本方針等(第五条—第六条)
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針(第七条)
第二節	一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
第三節	特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二—二十九条)
第五章 雑則(第三十—三十三条)
第六章 罰則(第三十四—三十九条)
附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。
(基本原則)
第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。
(国及び地方公共団体の責務)
第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。
(事業主の責務)
第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。
第二章 基本方針等
(基本方針)
第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画)を定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性的職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 1 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 3 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 計画期間
- 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 3 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生

活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 1 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 2 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 3 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 1 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 2 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 3 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定められるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の子会社に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の子会社に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第八項に規定する一般事業主に対して、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の子会社に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成三十年一月一日(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成三十年五月二十三日法律第二十八号

改正 令和三年六月十六日法律第六七号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(以下「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念のつとめ、政治分野における男女共同参画の推進について、

その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者間における交流の機会の積極的提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)のっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の

提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。

男女共同参画に関する用語解説

【あ行】

◇ アライ (Ally)

性的少数者を理解・支援する人のこと

◇ アンパイドワーク

無償労働と訳され、賃金、報酬が支払われない労働、活動。
具体的には、家事、介護・看護、育児、買物、社会的行動を無償労働の範囲としている。

◇ アンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み) (P6)

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳に刻みこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

◇ 育児・介護休業制度 (P15)

育児や家族の介護を行っている労働者について、職業生活と家庭生活の両立を支援するため、休業などを保証する制度。

育児・介護休業法(正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」)に基づいている。

◇ SDGs 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)

2030年までに持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

目標5「ジェンダー」で、ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを図る。

◇ NPO法人 (Non Profit Organization) (P21)

「特定非営利活動促進法」に基づき、都道府県または指定都市の認証を受けて設立された法人のこと。

正式には「特定非営利活動法人」という。

◇ M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産などのために退職し、子育てが一段落すると再就職する女性が多いことを表す。

◇ LGBT

「レズビアン (Lesbian、女性同性愛者)」「ゲイ (Gay、男性同性愛者)」「バイセクシュアル (Bisexual、両性愛者)」「トランスジェンダー (Transgender、身体の性に違和感を持つ人)」の4つの頭文字を合わせた言葉。性的少数者 (セクシュアルマイノリティ) の総称としても使われることもある。

◇ エンパワーメント

力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方。

【か行】

◇ 介護SOSサービス (P17)

高崎市が行っている高齢者やその介護者の緊急時にヘルパー派遣や宿泊場所を提供するサービス。

◇ 家族経営協定 (P14)

家族農業経営にたずさわる各世帯員が家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

◇ クォーター制

積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) の手法の一つであり、人種や性別などを基準の一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。

◇ くるみん

厚生労働省では、平成19年4月から「次世代育成支援対策推進法 (次世代法)」に基づいて「一般事業主行動指針」を策定し、その計画目標を達成するなど一定の基準を満たした事業主を、基準適合一般事業主として認定している。

次世代法は、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために制定され、認定企業は、「くるみん (愛称)」と呼ばれるマークを広告や商品、ホームページ等で表示することにより、「子育てサポート企業」として広くアピールできる。

◇ 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。

◇ 高齢者あんしんセンター (P17)

高崎市の地域包括支援センター (地域型) の愛称。高齢者の抱える心配ごとや悩みごと、介護保険に関する疑問などの総合相談窓口。

◇ 国際婦人年世界会議 (P2)

国連は、昭和50年 (1975年) を「国際婦人年」と宣言し、「平等・開発・平和」を三大テーマとして掲げ、メキシコシティで第1回世界女性会議を開催した。以来5~10年ごとに「世界女性会議」が開催され、女性に対する差別の撤廃・女性地位向上の課題に取り組んできた。

◇ 子育てSOSサービス事業 (P16)

高崎市が行っている妊娠期や就学前児童のいる家庭にヘルパーを派遣し、子育ての自立に向け支援するサービス。

◇ 固定的な性別役割分担意識 (P1)

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適切であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

◇ コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) (P17)

学校と保護者、地域住民等が連携・協働し、学校の運営に取り組むことが可能になる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組み。法律 (地教行法第47条の5) に基づいて実施している。

【さ行】

◇ ジェンダー (社会的性別)

生まれつきの生物学的性別 (セックス/sex) がある一方で、社会通念や慣習の中には、社会的・文化的に形成された「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別 (ジ

エンダー／gender)」という。

「ジェンダー」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

◇ ジェンダー・ギャップ指数 (GGI Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出されるもの。

具体的には、労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、識字率、初等・中等・高等教育の各在学率、新生児の男女比率、健康寿命、国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数を用いて算出している。

◇ ジェンダー不平等指数 (GII Gender Inequality Index)

国連開発計画 (UNDP) による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。

妊産婦死亡率、15～19歳の女性1,000人当たりの出生数、国会議員女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)、労働力率(男女別)の5指標から構成されている。

◇ 仕事と生活の調和 (P1)

ワーク・ライフ・バランスの項を参照。

◇ 女性活躍推進法 (P1)

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」平成27年公布、施行された10年間の時限立法。国や地方公共団体、企業(10人以上)に、女性活躍の基本方針と行動計画の策定やそれに関する情報公開を義務づけている。

◇ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(女子差別撤廃条約) (P2)

昭和54年(1979年)に国連総会で採択され、昭和56年(1981年)に発効。女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃することを基本理念とし、具体的には女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

日本では、昭和55年(1980年)に署名を行い、国籍法の改正、男女雇用機会法の制定、学校教育における家庭科の男女共修などの条件整備を行った後、昭和60年(1985年)に批准した。

◇ ストーカー (P18)

特定の相手に対して執拗につきまとう行為をストーカー行為(ストーキング)と呼び、特定の相手に対して好意または怨恨を抱いて、つきまとい行為を繰り返す者のこと。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」によりストーカー行為は犯罪と定められている。

◇ 性自認

性自認とは、自分の性別をどう認識しているかをいう。こころの性と呼ばれることもある。

◇ 性的指向

性的指向とは、どの性別を恋愛の対象とするかを表すもので、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。

◇ 性と生殖に関する健康と権利

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (Reproductive Health and Rights) の訳。平成6年(1994年)にカイロで開催された国連の国際人口・開発会議において提唱された概念で、「いつ何人子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由」、「安全で満足のいく性生活」、「安全な妊娠と出産」、「子どもが健康に生まれ育つこと」などが含まれ、重要な女性の人権の一つとして認識されている。

◇ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 (P2)

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補の数ができるだけ均等となることを目指す法律。

◇ セクシュアル・ハラスメント (P18)

「性的いやがらせ」のこと。セクハラと略される。

職場、学校、地域その他社会のあらゆる場において、相手の意に反した性的な言動によって相手を不快にさせること。

◇ SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity)

性的指向と性自認のこと。全ての人に関わる概念。

【た行】

◇ ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

◇ 男女共同参画基本計画 (P2)

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の第5次計画は令和2年12月25日に閣議決定された。

◇ 男女共同参画社会 (P1)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことをいう。

◇ 男女共同参画社会基本法 (P1)

平成11年6月23日公布・施行され、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、基本理念、国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めた法律。

◇ 男女共同参画センター (P21)

男女がともに暮らしやすい社会を実現するため、都道府県、市町村等が自主的に設置している総合施設。

「男女共同参画センター」や「女性センター」などの名称のほか、愛称で呼ばれている。

運営方式や施設形態は、公設公営、公設民営や、単独施設や他の機関との複合施設と様々。

男女共同参画の推進に必要な、啓発、情報提供、相談事業など実施する。

高崎市では、足門町にある市民活動センター「ソシアス」に設

置。

◇ DV ドメスティック・バイオレンス（ Domestic Violence 配偶者からの暴力）（P4）

配偶者（事実婚、元配偶者を含む）や恋人など、親しい関係にある（または、親しい関係にあった）人から受ける身体的、精神的な暴力のことで、生活費を渡さないなどの経済的暴力、行動の制限などの社会的暴力なども含み、DV（ドメスティック・バイオレンス）と略称される。

平成14年4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称：DV防止法）」が施行され、法的処罰の対象となった。

◇ テートDV（P18）

恋人間における暴力のことをいう。

【は行】

◇ 配偶者等からの暴力（P1）

DV ドメスティック・バイオレンスの項を参照。

◇ 配偶者暴力相談支援センター（P7）

配偶者や恋人などからの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供などの援助を実施。

都道府県が設置する婦人相談所、市町村その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。

◇ パートナーシップ制度

同性同士の婚姻が法的にのみとめられていない日本では、自治体が独自にLGBTカップルに対して「結婚に相当する関係」とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度。群馬県は、2020年12月21日に施行した。

◇ パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの優位性を背景として業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を受けることや、職場環境を悪化させること。

◇ ファミリー・サポート・センター事業（P16）

地域において子育ての援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、子育ての相互援助活動を行うことにより、安心してゆとりある子育てができる環境づくりを目指す活動を実施している会員組織。

◇ 附属機関（P13）

市の事務について、必要な調停、審査、諮問に対する審議、調査等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される審議会などの附属機関で、市民・学識経験者などで構成。

◇ ポジティブ・アクション（Positive Action）（P5）

「積極的改善措置」と併記されることが多く、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差をなくすため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

国の積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性

の登用のための目標の設定や女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

【ま行】

◇ マタニティ・ハラスメント

マタハラと略される。働く女性が妊娠・出産・育児休業等を理由として職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせや不利益な取扱いをいう。

◇ 無意識の思い込み（P6）

アンコンシャス・バイアスの項参照。

◇ 面談DV

子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るったり、暴言を吐いたりすること。児童虐待防止法では、心理的虐待のひとつに認定している。

【ら行】

◇ ライフステージ（P7）

人間の一生において、出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、介護、退職など、節目となる出来事によって区分される生活環境の段階のことをいう。

家族については、新婚期、育児期、教育期、子独立期、老夫婦期などに分けられる。

◇ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康と権利の項参照。

【わ行】

◇ ワーク・ライフ・バランス（P1）

仕事と生活の調和。誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

高崎市第5次男女共同参画計画

発行年月 令和5（2023）年 月

発 行 高崎市市民部人権男女共同参画課 男女共同参画センター

〒370-3531 群馬県高崎市足門町1669番地2

TEL : 027-329-7118 FAX : 027-372-3121

URL : <http://www.city.takasaki.gunma.jp/>